

平成30年村上市議会第1回定例会会議録(第3号)

○議事日程 第3号

平成30年2月23日(金曜日) 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(25名)

1番	小杉武仁君	2番	河村幸雄君
3番	本間善和君	4番	鈴木好彦君
5番	稲葉久美子君	6番	渡辺昌君
7番	尾形修平君	8番	板垣千代子君
9番	鈴木いせ子君	10番	本間清人君
11番	川村敏晴君	12番	小杉和也君
14番	竹内喜代嗣君	15番	平山耕君
16番	川崎健二君	17番	木村貞雄君
18番	小田信人君	19番	長谷川孝君
20番	小林重平君	21番	佐藤重陽君
22番	大滝国吉君	23番	大滝久志君
24番	山田勉君	25番	板垣一徳君
26番	三田敏秋君		

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	忠聡君
教育長	遠藤友春君
総務課長	佐藤憲昭君
財政課長	田邊覚君

政策推進課長	山	田	和	浩	君
自治振興課長	川	崎	光	一	君
稅務課長	建	部	昌	文	君
市民課長	尾	方	貞	一	君
環境課長	中	山		明	君
保健医療課長	信	田	和	子	君
介護高齢課長	小	田	正	浩	君
福祉課長	加	藤	良	成	君
農林水産課長	山	田	義	則	君
商工観光課長	竹	内	和	広	君
建設課長	中	村	則	彦	君
都市計画課長	東	海	林	則	雄
下水道課長	早	川	明	男	君
水道局長	川	村	甚	一	君
會計管理者	中	村	る	み	子
農業委員会 事務局長	小	川	寛	一	君
選管・監査 事務局長	佐	藤	直	人	君
消防長	長		研	一	君
学校教育課長	木	村	正	夫	君
生涯学習課長	板	垣	敏	幸	君
荒川支所長 産業建設課長	佐	藤	義	信	君
神林支所長	鈴	木	芳	晴	君
朝日支所長	岩	沢	深	雪	君
山北支所長	斎	藤	一	浩	君

○事務局職員出席者

事務局長	小	林	政	一
事務局次長	大	西	恵	子
係長	鈴	木		涉

午前10時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付の議事日程により議事を進めますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、9番、鈴木いせ子さん、23番、大滝久志君を指名いたします。ご了承願います。

日程第2 一般質問

○議長（三田敏秋君） 日程第2、一般質問を行います。

本日の順次は、お手元に配付の一般質問通告書のとおり行います。

なお、今定例会の一般質問通告者は15名でしたので、本日の一般質問は5名を予定しております。ご了承を願います。

最初に、3番、本間善和君の一般質問を許します。

3番、本間善和君。（拍手）

〔3番 本間善和君登壇〕

○3番（本間善和君） 皆さん、おはようございます。鷲ヶ巣会の本間善和です。平成30年第1回定例会において1番目の一般質問の機会をいただき、大変光栄に思っております。ただいま議長のお許しが出ましたので、しばらくの間皆様にはおつき合いをお願い申し上げます。

それでは、次の一般質問を通告書の順序に従いお伺いしますので、市長の英断により前向きな答弁をお願い申し上げます。一般質問の第1番目でございます。森林環境税（仮称）を活用した地域振興策についてでございます。ご承知のとおり昨年の12月、自由民主党及び公明党により決定された平成30年度税制改正大綱では、平成31年度税制改正において森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設すると明記されました。森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、新設が予定されているこの森林環境税（仮称）は、平成36年度から課税予定ですが、森林現場における諸課題に早期に対応するため、市町村及び都道府県に対し森林環境譲与税（仮称）として平成31年度から交付が予定されています。市町村への譲与税の用途は、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進のため政令で定められていますが、本市においては間伐や人材育成・担い手の確保が大きな課題とされます。このことから、平成31年度から閉校となるさんぼく北小学校を活用し、おおいた林業アカデミーやとくしま林業ア

カデミーのように林業分野の就業を目指している方や林業を新たに始めようとする方を対象に林業の初歩的知識や現場作業技術を習得する1年程度の研修所を森林組合等の林業関係者と連携し、開設の検討を行うべきと思いますが、お考えをお伺いします。

大きな2番目でございます。空き家等が及ぼす影響とその対策についてでございます。一番、人口減少が空き家の増加を招き、環境の悪化、不審者の侵入、放火、家屋の倒壊など空き家の及ぼす影響は地域社会に大きな問題となっています。隣接地にお住まいの住民は大変苦慮しているとお聞きしますが、市長の認識についてお伺いします。

番目でございます。その対策として、本市では空き家の実態調査を実施し、その結果を踏まえ利活用が見込める空き家の所有者等に対し今後の利活用や管理について助言・指導などを平成30年度には実施していくことと思われまふ。一方、調査の結果から管理不行きな空き家には利活用不能な空き家も多く、これらの解消には家屋の解体が考えられます。解体の指導をしてもなかなか解体が進まない現状から、解体経費に対する補助金の新設を検討すべきと思いますが、お考えをお伺いします。

大きな3番目でございます。国道345号沿線の自然災害についてでございます。ことしの冬は大変厳しい寒波により、国道345号沿線では、越波による国道の陥没等で年末に一時的に孤立する集落まで発生しました。一方、県道山北朝日線や国道7号では、積雪や倒木による通行どめなどが発生することにより、国道345号の重要性を改めて認識する結果となりました。このような現状から次の点についてお伺いします。

一番、国道345号の通行どめとなった箇所は、過去数年で幾度も護岸の吸い出しが原因で陥没等が発生しています。管理者に沿線住民の切実な声を市長が代表し強く届けていただきたいと思います。お考えをお伺いします。

番目、県は、国が公表する巨大地震を起こすおそれのある断層データを踏まえた新たな津波浸水想定を公表しました。これに伴い、本市の津波ハザードマップの見直しの実施と時期についてお伺いします。

一旦降壇し、市長答弁の後再質問させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。それでは、本間善和議員の3項目のご質問につきまして順次お答えをいたします。

最初に1項目め、森林環境税（仮称）を活用した地域振興策について、閉校となるさんぼく北小学校を活用し、林業の技術や知識を習得する研修所の開設を林業関係者と連携して検討を行うべきではないかとのお尋ねについてでございますが、まずもって森林環境税（仮称）の創設につきましては、本市市議会の板垣一徳議員が全国森林環境税創設促進議員連盟の会長を長らくお務めになら

れております。大変ご苦労さまでございます。さらには、議員連盟の事務局として本税の重要性を広く提唱するとともに、今日まで精力的に活動されてこられた結果、今国会において森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）が創設されることとなりました。このことにより森林の整備・保全、山村の活性化等に向け、森林整備等のための恒久的で安定的な財源が確保されることとなり、改めましてこれまでのご活動に心より敬意を表する次第でございます。

さて、戦後造成された人工林が伐採期を迎え、林業の担い手不足が深刻化している中、林業就業者の、特に若手担い手の確保、後継者対策は重要な課題であると認識をいたしております。新たに創設されます森林環境税（仮称）、森林環境譲与税（仮称）の活用につきましては、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることになっております。林業の知識や技術を習得するための研修所の設置及び運営につきましては、教育課程や専任の講師配属、就業機会の確保等を勘案いたしますと、大分県や徳島県の取り組みと同様に県全体で対応している手法が有効であると考えているところでありますので、県に要望をしまいたいと考えております。森林資源を十分活用し林業振興を進めるには林業従事者の技術・知識の習得は重要であり、今後事業体の施業計画、技術者の必要人数を踏まえ、林業関係団体及び事業体と連携し、技術者の確保に取り組んでまいります。

次に2項目め、空き家が及ぼす影響とその対策についての1点目、空き家の及ぼす影響は、地域社会に大きな問題となっており、隣接地の住民が大変苦慮している認識はあるかとのお尋ねについてでございますが、空き家問題につきましては、全国的に広がる深刻な社会問題であり、本市においても隣接地の住民の方など大変苦慮されていることは承知をいたしております。人口が減少し、高齢者のみの世帯が増加をしていることから、空き家は今後も増加を続けるものと考えております。適切な管理が行われていない空き家の増加は防災、衛生、景観等の市民生活に悪影響を及ぼす極めて深刻な問題と捉えており、空き家対策は重大な課題であると認識をいたしております。

次に2点目、利活用不能な空き家の解消に解体経費に対する補助金の新設を検討する考えはないかとのお尋ねについてでございますが、本年度市内全域の空き家実態調査を行っており、その結果をもとに平成30年度に空き家等対策計画を策定し、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することといたしております。空き家解体費用の助成につきましては、この計画策定の中で検討をいたしてまいりたいと考えております。

なお、利活用不能な空き家の解体につきましては、所有者等に対して指導等を行い、少しずつではありますが、解体に至っているケースもありますので、引き続き一件でも多くの空き家問題が解決できるよう努めてまいります。

次に3項目め、国道345号沿線の自然災害についての1点目、越波による国道の陥没等で通行どめとなった沿線住民の切実な声を管理者に対して強く届けていく考えはないかとのお尋ねについてで

ございますが、この地域は住宅が建ち並ぶ国道345号と海岸線が非常に近くで接しており、冬期や異常気象時の高潮・風浪等による越波、また昨年末に発生をいたしました道路陥没により通行どめが余儀なくされる状況となっております。沿線住民の命の安全や安心できる生活基盤の確保のためには、国道345号の安定的かつ安心、安全な通行の確保が重要であり、そのためにも防災・減災対策としての海岸施設整備が急務であると考えております。このことから、国道345号の海岸線では毎年沿線集落で構成する期成同盟会や区長会において県、市また市議会議員の皆様などが合同で整備が必要な海岸施設の現地確認を行っており、あわせて市が直接または各種協議会や同盟会などを通じて国、県に対し要望活動を行っております。今後も、関係者での現地確認を継続し、直接地域の切実な声が国、県に届くよう引き続き粘り強く要望活動を行ってまいりたいと考えております。

次に2点目、県の新たな津波浸水想定公表に伴う本市の津波ハザードマップの見直しの実施と時期はとのお尋ねについてでございますが、本市の津波ハザードマップは、平成25年に新潟県が公表したデータをもとに本市が独自に最大の地震を想定して作成し、翌年、平成26年5月に対象集落全戸に配布をいたしております。このような中、昨年11月に新潟県において新たな津波浸水想定(案)が公表されたことから、直ちに本市のハザードマップとの比較検討を行ったところであります。結果といたしましては、最高水位や津波影響開始時間、浸水面積ともに大きな違いは見受けられない状況でありましたが、県が公表した新たな津波浸水想定(案)に基づくハザードマップの作成につきましては今後県と協議をし、必要に応じて作成してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長(三田敏秋君) 本間善和君。

○3番(本間善和君) ありがとうございます。それでは、早速ですが、私の一般質問の通告書の順序に従い再質問をさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

最初に、森林環境税のことについてでございます。新たに新設予定の森林環境税の仕組み及び創設の目的については、同僚議員の大滝国吉議員が代表質問でお伺いしましたので、創設された後の村上市としての森林環境譲与税の用途についてお伺いしたいと思います。また、今回の森林環境税の創設に至るまでは、全国森林環境税創設促進議員連盟の活動が長い年月をかけ実現することができたと、深く私は感謝申し上げたいと思っております。その議員連盟の板垣会長の出身地の村上市として、特に森林譲与税の使い方は全国的にも注目をいただくものと思っておりますし、最善の森林対策の手本として示すべきと思っております。

そこでまず最初に、現在の第1産業としての林業を取り巻く課題について、担当課長としてどのような課題があるかと思っているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長(三田敏秋君) 農林水産課長。

○農林水産課長(山田義則君) まずもって、素材生産とその現場と、そしてそれを使ういわゆる需要の掘り起こしとございますが、そういったもの、それに加えて林業従事者、そしてまたさまざまコ

ストをいかに山元から出すか。そして、山元に利益を還元していくかというようなシステムが大事なかなと考えております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○3番（本間善和君） 今答弁いただきましたように、本当にいろいろな課題が想定されております。私は、山積みされているのではないかと思うぐらいあると思います。今回の譲与税は、国が示しているように市町村が行う間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進、そして林業の整備、林道とかの整備等を示していると思うのですが、促進を政令で定めるとされていますが、村上市として現在これらの譲与税を使うための準備作業としてどのようなことが考えられるのでしょうか、担当課長にお伺いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山田義則君） 議員ご指摘のとおり、市町村が行う間伐作業等、そういった表現になっております。ですので、市町村が行うためには、今ご指摘のように森林台帳のまずそういう基本的な情報の収集、そして森林経営計画と、そしてこれから活用されるであろう森林環境税が充当される山というか森林の規模、それらがまず基本的なことになるのではないかと考えております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○3番（本間善和君） 今述べられた準備等それぞれあると思いますが、平成31年度から交付されるという森林環境譲与税に対して、本当に先ほど述べましたが、繰り返しますが、全国の手本となるようにひとつ頑張っていたきたいと、そう思っております。

今までも、これらの対策のために村上市では今年度の予算では間伐促進経費として3,600万円、それから市産材の利用活用、住宅奨励金ですか、そういう事業に1,500万円、造林の推進事業経費として200万円、林道の改良経費として6,000万円の多額な計上し、林業の活性化を目指していると強く私も感じております。しかし、今現場を取り巻く林業の中で私が思うには、非常に原木の低迷、通常私が感じているのですけれども、最盛期から比べると原木の価格が6分の1から8分の1程度になっているというのが現状ではないかと思っております。そして、やはり林業の現場で働く、作業班と私たちは言っているのですけれども、本当に植林をしたり下刈りをしたり伐採をしたりという作業班というのが非常に手がないというのだから、そういうところが感じられます。いろいろな方面で市のほうでも対策はとっていると思うのですけれども、特にこの担い手となるというのか、現場での作業員の確保というのが私今回の質問の主題だったのです。森林組合等のほうの山北森林組合にも私もお伺いしました。現在作業班として働いている方、やはり地元から確保するのが一番なのだけれども、その担い手となってくる方が少ないと、そういうことで昨年は上越のほう出身の大卒の、現在24歳だそうです。そういう方もお勤めになっていただいているという格好で、山北地内だけではなく朝日地区からも、そういう現場作業員という方が勤めていただいているというのが現状でございます。そして、山北にいる今本当に作業班として働いている方が高齢者になってきて

いると、そういう問題があるので、やはりこれからは市として作業班とか、そういう本当に現場で働く人たちの確保に努めていただければなと、先ほどと言え失礼ですが、ことしの春先にも1月過ぎてからですけれども、森林組合にお邪魔したとき、組合長さんとの座談会の中でそんなお話が耳にされました。できれば私は、この森林環境譲与税を使って、先ほど市長は県が大分県、徳島県、本当に全国見ると県がやっているのです。私は、どこがやってもいいと思っているのです。どこがやってもいいと思うのですけれども、強くその辺のところを要望して、後継者が育つような施設をこの県北、林業を第1次産業として頑張っている皆さんのところへやはり光を与えるというのだから、そういう意図でもひとつ頑張っていたらいいと思っておりますが、市長いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 確かに村上市の場合はこの森林面積の、広大な森林面積を有していることから見ましても、これは資源であると同時に市産であるという、要するに財産だというふうに思っています。この財産を有効に活用することが当然必要になるわけでありますから、過去にはそういう形で非常に潤った時期もあるわけであります。

それと、先ほど森林環境税の活用を踏まえて、モデルとしての自治体のその成果を上げるというご指摘もあったわけでありますけれども、まさにそのとおりだと思っておりますが、ただ今回の森林環境税の創設の意図につきましては川上から川中、川下全体、また都市部も中山間地も含めて、国民総じてこの森林を大切に育み、育てていく。そこをしっかりと産業にしていくということの税の本旨があるわけでありますから、そこを踏まえて我が村上市の一番得意とする、また強みを発揮できるところを伸ばしていくということなのだろうというふうに思っております。

それと、今ほど議員のほうからいろいろと今の林産業を取り巻く環境についてお話がありましたが、確かに丸太材どんどん、どんどん価格がなかなか低迷しているものですから、売れない。売れないから使わない。使わないから、そして需要が伸びていかないと、こういう相乗効果になって、負のスパイラルの状態になっているのだろうというふうに思っておりますので、そのところをではどうやって上げればいいのかということについては、逆に回してあげれば課題は全部見つけ出されるわけであります。これも、今日まで全国森林環境税創設促進議員連盟でこの必要性を訴える中で議論され、課題として抽出されたきたことで、我々もそのことについては十分承知をしています。ですから、そこにしっかりと村上市として向き合うという姿勢であるというふうに思っております。

また、担い手の部分につきましては、結果としてそういう状況であるがゆえに所得が伸びない。それを職業として選択をしても、なかなかそこで生活がままならないということ、これが根本の原因だというふうに思っておりますので、しっかりとこのところは市場経済の中で国産材がしっかりと輩出をしてそれが売り切れる。そこで、もうけを出すことができる、そういう環境を創り上げていくことが必要だというふうに思っております。それとあわせて、この担い手の育成についてもしっかりと捉えていくことが必要だろうというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○3番（本間善和君） 私もう一点別な角度からこの森林環境税について、質問事項のところにも書かせてもらったのですけれども、この廃校の利用という格好で、特に山北の北小学校という格好で明記させてもらいました。冒頭にちょっとお話それるのですけれども、これは私にすれば県がやろうが、市がやろうが、どこがやろうがこういうものをやはりつくるべきではないかという意図でのふうにとっていただきたいと思うのですが、この廃校の活用という格好で今副市長が先頭になって庁内の課長連中でメンバーを組んで、構成員という格好で協議をしているという格好ですよ。そういうお話を聞いているわけですが、このさんぽく北小学校の現場というのは、廃校になる現場8校あると思うのですけれども、ほかにも入れて。現場を見てきましたか、副市長にお伺いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） 今庁内で統合となる学校の跡地利用について協議をさせていただいております。検討委員会としての視察は、残念ながらいたしておりませんが、個人的には行ったことはございます。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○3番（本間善和君） ぜひとも私は、机の上のリストも大切なのですけれども、やはり廃校となる学校をそのメンバーで一度見てもらいたいと思っております。というのは教育長、山北の北小学校の今廃校になる校舎、当然教育長はご存じだと思うのですけれども、コンピュータールームという棟があると思うのですけれども、1棟。コンピューターだけではないのですけれども、多目的棟という格好で新しく建てた校舎でございます。ご存じですか、ます。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 教育委員会訪問もしていますし、個人でも何度も訪れたことがありますので、立派な新しい環境の校舎であるということは認識しております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○3番（本間善和君） 市長、今聞いたように新しく立派だという格好で、私それにつけ加えさせてもらいたいのですけれども、まだ十四、五年しかたっていないという校舎なのです。それで、建物自体が中は鉄骨でできていますが、表面を全部山北杉で覆っているという校舎でございます。私も何回か、先般もちょっとお伺いして校長先生に案内してもらって校舎を見させてもらいました。本当に申しわけないのだけれども、村上の本庁舎よりよほどいいと、そういうものが廃校になるといのが現状なのです。そして、木材を大量に使っているのです。山北杉を大量に使っているということで、私はこういうところで林業に学ぶというものができてくれば、やはり環境的にも非常に恵まれたところではないかと。そして、近くには森林組合、村上市ナンバーワンの森林組合の隣もあるという状況でございます。全て私は、県に市長がこれから強く要望するという格好

でございますが、その辺のところも大いにPRしながら、こういう場所なのだよと。特に山北地区というのは、93%森林で占められています。林業が第1番目だという時代もあったのです。それがなかなかその後継ぎがない、そういう問題で山は荒れてくる。林業の後継ぎがなくなってしまう。他県から、他の市町村から林業の本当の従事者ごと呼んでこなければならぬというのがもう現状だということになっていきますので、その辺のところを強く心の中に置きとめて要望なり、そういうことをしていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

次に、空き家のことについてお伺いしたいと思えます。皆さんにお配りした資料の裏のページになります。この資料は、私ことしの1月に入ってからなのですけれども、市民課から聞き取りしまして自分でつくった資料でございます。数字的にはまだ調査中という格好で、最終報告ではありませんので、聞き取りですので、若干のずれはあると思えますが、ちょっと聞いていただきたいと思えます。ご存じのとおり、平成29年度の市民課の事業費として市内の空き家等と思われる件数を1,700件調査した結果でございます。一番上の四角の表の欄ですが、利活用が見込める空き家、これが345、これというのは備考欄のほうちょっと右側になりますが、私実は備考欄というの取って書いたのですが、そのまま売れる見込みのある物件、多少修繕すれば売れる見込みのある物件という格好で、はっきり言えばリフォームしたり、そのままでも売れるよという非常に利活用ができそうな、できるという、進めてもいいよという物件でございます。それから、建物を解体し、更地にすれば売れる見込みの空き家という格好で、建物自体は価値が余りないのだけれども、その建っている場所が市内地とか、道路に面しているとかというふうに私は捉えました。そういうことで、それが119件、はっきり言えば優良な物件と、土地も含めてという格好で。そういうふうにとっていくと、1,700のうち464がはっきり言えば優良な物件というふうに私は捉えました。それから、その下の、これが問題なのです。管理不能な空き家、はっきり言えば解体を要する危険な空き家、これが343件あると。今回の提案の危険な空き家の対策というのがまさしくこれなのです。その他という格好で、せっかくの表ですからちょっと説明しますが、その他ということで893件、これは適正な管理がされていたものや空き家でなかったものという格好で、はっきり言えば空き家になっているみただけけれども、盆暮れには来るとか、3カ月に1遍帰ってくるとかという格好で皆さんが使っているという物件でございます。合わせると、1,700というトータルが出てきます。

私そこで、今途中にもお話ししたとおり、この危険な空き家、これがはっきり市民の皆さんが困っているというのはこの空き家なのです。はっきり言えば、ことしあたり的大雪、それから爆弾低気圧という格好で、やはりこの村上地区にはいろんな自然災害を及ぼすおそれのある気象条件があらわれます。そういうときに、こういう空き家があることによって、うちにトタンが飛んできた、瓦が飛んできたというのがやはりあるのです。私の住んでいるところにも、集落なんかにも幾つもあります。多分皆さんの住んでいる家の周辺をぐるっと見れば、1軒、2軒もうあるというのが今の現状だと思います。そういうことで、確かに先ほど市長の答弁には少しずつではあるが、指導の

ものを協力して進めているという格好でのお話はありましたが、私にすればまだまだそれが手薄なのではないかと、そういう気がするのです。

各支所長にちょっとお伺いしたいと思います。各支所長、こういう苦情というか、こういうものについてやはり住民からの問い合わせ等があるかないか、ちょっとお伺いしたいと思います。議長のほうから好きなように。

○議長（三田敏秋君） 神林支所長。

○神林支所長（鈴木芳晴君） 神林支所管内においても、そのような苦情はございまして、現場のほうに担当が参って、その状況等も把握して対応しております。

○議長（三田敏秋君） 荒川支所産業建設課長。

○荒川支所産業建設課長（佐藤義信君） 荒川支所につきましても、そのような物件がございまして、直接の担当ではありませんが、その対応等については職員が行って、危険なところについては危険防止の措置等をとっているというふうにお聞きしております。

○議長（三田敏秋君） 山北支所長。

○山北支所長（斎藤一浩君） 山北支所管内におきましても神林、荒川と同様で、そういったような苦情の申し出がございまして。職員の体制につきましては神林、荒川と同様に行っているところであります。

○議長（三田敏秋君） 朝日支所長。

○朝日支所長（岩沢深雪君） 朝日支所においても、同様な苦情がございまして。このたびの荒沢の大雪による倒壊の際にも、うちの職員とあと市民課の担当の職員が一緒になって対応いたしました。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○3番（本間善和君） 今お聞きのとおり、やはり支所にはかなりの件数こういうものが市民の皆様から電話なり相談なりで入っているということが事実だと思います。職員の方々それぞれに各支所担当の方が現場に赴き、やはり状況を見たり、写真を撮ったりという格好までは皆さん本当に努力していると思うのですが、いざその先なのです。本当にその空き家に対して誰が所有者で、その方までお話をし、そして解体、一部この部分は壊れているのだから、隣の人が困っているよと。通路の、通学路の脇なのだから、ここは危険なのだから、この部分は解体をお願いします。片づけてくださいという格好で、そこまではなかなか進んでいないと私は思っております。やはりその部分には、本当に個人の財産なものですから、非常に難しいのです、そこまで踏み込むということは、非常に私もこれは抵抗があると思います。しかし、やはりそこを打破していかなければならないということで、私が調べた中一部でございまして、このペーパーのところにもちょっとお書きしましたが、解体費に補助金を出している市町村ということで、私もこれ補助金を出すのが妥当なのか妥当でないのかと。個人の私物ではないかということもあるのですけれども、やはり現状として私は

支所等々一生懸命頑張っているのですけれども、解体が進まないというのが現実だということで、多分これらの市町村についても、隣の山形県の庄内町、それから長野県、奈良県といった格好で幾つか明記させてもらいました。まだまだありました。そういうことで、限度があるということで、その先を一般市民、住んでいる市民のためにやはり打破しなければならないということで、これは多分市町村の長は英断を下したのだらうという格好で、上限を求めた補助金を出しているということだと思います。

中には、やはり同じ例えば市、同じ町に住んでいる方は補助金がこれ、私の現住所は東京にあって、空き家が地元にあるという方はランクを下げているとかという、やはり細かな規制をかけていました。やっぱりこれは当然だと思います。市民税も納めていない方のところへ市民と同じような補助金を出すというのはいかがなものかと。そういうところを要綱を見ると、やはりかなり厳しい要件でございました。というのは、私物に対しての補助金という格好でのやはり考え方、当然だと私は思いましたが、市長、この辺を聞いていかが思いますか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 議員が今ご披露いただきました内容を踏まえて、そういう取り組みを進めたいということで、平成30年度計画を策定する予定にしております。そのための前段階として、今回は専門的な知見から村上市内におけるその空き家の状況どういうものなのかということ进行调查しようということで取り組みをさせていただきました。支所のみならず、この1,700件という部分につきましては市全体でありますので、その中で利活用が見込める空き家、また解体して更地にすれば売れる見込みの空き家等々、こういう分類がどういうふうな根拠によってなされたのか、私ちょっと承知していないものですから。ただし、管理不能な空き家と思われるものについては343件あるよという報告はいただいておりますけれども、まさにここの部分が専門的な立場でなければわからない部分であります。ですから、ここの〔質問終了時間10分前の予告ブザーあり〕ところをしっかりと捉えた上でそれをどういうふうに対処していくのかということ平成30年度に委ねたいというふうに思っているところであります。

それで、さらには今回その調査をする課程において、もう既にそれが例えば売買に至るものがあるのであれば、また貸すことができるものであるならば、それはご専門の立場から専門事業者さんに今回頼みましたので、もうどんどん進めてくださいということもあわせて指示をしております。そういった意味において、一つ一つそういうものをクリアしていくということが必要だなというふうに思っております。解体なかなかこれ難儀な作業になりますので、事情もケース・バイ・ケースでいろいろなところがありますので、そのことを私も十分承知をしております。ですから、その部分については、補助金を交付する形で解体が進めたほうがより市民の利益につながるという部分については、やっぱり考えていかざるを得ないだらうということ踏まえて、平成30年度にしっかりと制度設計をしていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○3番（本間善和君） この件についてはもう少しだけ、ちょっとだけ、あと蛇足でちょっとお話ししたのが、参考という格好でこの下に書かせてもらいました。現在そういう空き家というものを解体すると坪3万5,000円ぐらいというのが相場だそうです。1件の50坪ぐらいが大体平均だという格好で、175万円から200万円前後のお金がかかっていると。やはりこれがためらって皆さん壊せない。私も、そういう方に聞いたのですけれども、何で壊せないのと、この問題集落で困っているのと。この金なのだそうです。だから、きっかけでもいいですから、年度を区切って私に言わせれば5カ年ぐらいの期限つきのやつで促進させるというのも一つの手ではないかということで、これから平成30年度検討する中で皆さんで知恵出しをしていただき、促進願うようにひとつお願いしたいと思います。

それでは、次の3番目についてでございます。国道345号沿線の自然災害についてでございますが、ご承知のとおりこの345号、例年のごとくことしの冬もやられました。非常に私危惧したのがこのお正月前、29日、30日という格好で海岸線の中でも特に板貝集落、それから今川集落が孤立するような状況になりました。建設課長、ご存じで、現場見てきましたか。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（中村則彦君） 今回のその板貝、もう一カ所脇川の陥没事故につきましては、県のほうから連絡いただきまして、私のほうも現地のほうを確認に参っております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○3番（本間善和君） ありがとうございます。

私、この板貝のところなのですけれども、深浦という海岸のことはご存じだと思います。ここ数年ということはここに書かせてもらいましたが、私の記憶では10年以内に3回はこんな大きな全面通行どめという格好になりました。非常にこれ県の事業なものですから、皆さんが市長を先頭に担当課長が常に毎年のように陳情、要望という格好をとっているのは承知の上でちょっとお話しさせてもらいますが、要望してもなぜこれが進まないかというのは、私の考えるところなのですけれども、県立自然公園、沖に離岸堤を入れられないとか、やはりそういう問題が板挟みになっているのではないかと、そう思っております。県もやりたいけれども、やはりそういう規制がかかっているんで、離岸堤も入れられない、道路守れないという状況に板挟みになっているのではないかと、そう思っております。その辺のところを十分理解した上で一つの提案ですけれども、山形県が鼠ヶ関から鶴岡に向かって7号沿線、ほとんどの護岸波返しというものを、はっきり全部壊さないで、建設課長特にご存じだと、見ているかもしれませんが、大きく海側のほうに反り返した護岸をつくっています。それ下から全部作り直さなくてもいいと。今のアスファルトの道路面からわずか二、三メートル削ったところから切り飛ばして、その上の部分だけ返して、波が表面から来たものを越波して国道に上がらないように〔質問終了時間5分前の予告ブザーあり〕大きくR状にしてまた海

に戻してやると、そういう護岸をつくっております。県立自然公園で離岸堤も入れられないと、テトラも入れられないという状況での板挟みになっているかと思うのですけれども、できればそういう要望の仕方、提案の仕方という格好で取り組んでいただければと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思いますが、建設課長いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（中村則彦君） 今ほど議員のほうからご紹介にありましたその波返しの改修の方法につきましては、私も存じ上げてございます。こういうふうなやり方、今上海府、下海府地区のほうも対応できないかというふうなことを地域整備部の皆様方とも相談させていただいているところでございます。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○3番（本間善和君） よろしくお願ひ申し上げます。

それでは次に、最後になりましたので、最後の災害全般ということで、特に津波のことについて、先ほど市長から答弁ありました。多分みんなご存じの上での答弁だと私も思いますが、昨年11月に県から発表された津波想定浸水面積と最大津波についての水高、それから浸水面積について発表されています。総務課長に行くと思います。ちょっと聞いていただきたいと思いますが、この中で村上市というのは、最大津波高4.6メートルから14メートルと。莫大な数字でございまして、14メートルになると。これが村上市でございまして、1,108ヘクタール浸水するという格好です。私たちの村上市の津波の津波災害対策編、ここに私たちの地区ではというと、現状のやつですけれども、多分課長がご存じだと思うのですけれども、津波高3.6メートルから5.4メートルを想定したという格好での記載になっております。中でも、その中でも最も高くなるのが瀬波浜町、吉浦集落、桑川付近と、この辺が一番高くという格好での想定という格好になっております。やはりこのことを踏まえると、最近新潟市も大きくこれ取り組むという格好でニュースに流れました。私は、県が国が出したデータ、県が出したデータという格好でここまでデータが出ているのですから、このデータに基づいた4.6メートルから14メートルという格好での想定をしたもう一度マップの見直しというのはやはりやるべきと思いますが、課長どう思いますか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） まず、定義について申し上げたいと思いますが、この14メートルという定義につきましては、東京湾の平均海水面、これをゼロとして高さを設定してございまして、それで、この14メートルは、海岸から30メートルの沖合いの高さを想定してございまして、海岸線に着く場合にはその高さが減衰されます。当市、市長は答弁にもありましたように、村上市が県のデータをもとに平成25年多額の費用を投入して秋田沖、山形沖、粟島沖のこの3連の地震を想定して災害水位を出してハザードマップにしてございまして、村上市の最高到達点が、地名を言って申しわけございませんが、板貝で10.6メートルでございまして、県の公表値であれば7.4メートルでございまして、それ

から、議員の地元でございます寒川付近でございますが、勝木川で県公表は7.3メートル、村上市が8.3メートルを予定してございます。高いところもあれば若干低いところもございますが、村上市がハザードマップで想定された高さ、それから到達時間、面積等についてはさほど変わっていない。ただ、県が公表されておりますので、これは案として公表されてはいますが、今後正式に公表される場合は〔質問時間終了のブザーあり〕その辺見きわめて検討してまいりたいと思います。

○3番（本間善和君） 時間が来ましたので、これで終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで本間善和君の一般質問を終わります。

午前11時5分まで休憩します。

午前10時51分 休 憩

午前11時05分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（三田敏秋君） 次に、21番、佐藤重陽君の一般質問を許します。

21番、佐藤重陽君。（拍手）

〔21番 佐藤重陽君登壇〕

○21番（佐藤重陽君） 新政村上の佐藤重陽でございます。時間をいただいたので、私の一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は、書いてありますとおり1点。質問事項、市内の商店や商店街の振興策についてということでございます。近年、市内の商店数は激減しています。小売店を中心に閉店・廃業がとまりません。店主の高齢化により後継者が村上市にいないことや、消費者の購買行動の変化などが要因であると考えられます。ある意味、時代の中で町なかの商店が淘汰されることは仕方のないことかもしれませんが、近所に小売店がなくなることで、お年寄りを初めとした交通弱者やインターネットなどを活用できない方々の日常生活に不便を来していることも事実です。市内に空き店舗・空き家がふえることでまち・集落の活気がなくなり、お店を閉店・廃業したことで市外へ住む親族のところへ移住する方々もおられ、地域の過疎化が人口減少を一層加速していると考えられます。人口減少を食いとめるという観点から、また町のにぎわいを創出するという観点から、村上市として商業振興に対する独自の施策を導入すべきと考え、市長にお尋ねします。

、次年度、市が力を入れる商店や商店街に対する施策があればお聞かせください。

、市内全域の既存商店を対象に既存店舗の継続や後継のための支援策として、店舗改装などリフォームに係る事業に対し、市が独自の支援策を打ち出すことができないかお尋ねします。

また、長年にわたり公僕として職責を全うされ、この3月定例会を最後に退職をされる課長、支所長がことしも8名おられます。中村るみ子会計管理者、鈴木芳晴神林支所長、中山明環境課長、

加藤良成福祉課長、山田義則農林水産課長、小川寛一農業委員会事務局長、中村則彦建設課長、東海林則雄都市計画課長、皆さんには心から感謝とお喜びを申し上げます。まだまだ当村上市においては、ご尽力いただきたい方々ばかりであります。そこで、職責を通じた経験をもとに、退職される方々から最後に一言今後の村上市行政運営についてなど、質問席よりお聞かせいただきたいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） それでは、佐藤議員の1項目のご質問につきましてお答えをさせていただきます。

市内の商店や商店街の振興策についての1点目、次年度市が力を入れる商店や商店街に対する施策はあるかとお尋ねについてでございますが、市内全域で小売店を中心に廃業される個店があり、地域経済はもとより市民生活にも影響が出ているとお話を伺っております。昨年7月には、市内各商店会の代表者にお集まりいただき、商店会の現状と今後の取り組みについて話し合う場を設けさせていただきました。全体といたしましては、議員ご指摘のとおり店舗数の減少により活気がなくなってきたこと。その要因として、後継者難の課題があること。頑張っておられる個店の皆様もおられるものの、商店街としては年々厳しさが増していること等の現状報告がありましたが、具体的な解決策までの議論には至りませんでした。来年度は、商工観光課が分課となり、地域経済振興課として商店及び商店街への支援を行ってまいります。現地聞き取り調査を積極的に行い、それらの意見を産業支援プログラムや制度融資の信用保証料の改定に反映させ、より利便性が高く、効果が発揮できる制度設計に取り組んでまいります。

次に2点目、既存店舗の継続や後継のための支援策として、店舗改装などリフォームに係る事業に対し、市が独自の支援策を打ち出せないかとお尋ねについてでございますが、さきの産業振興懇談会でも、親が一生懸命商売をやってもうかっていけば、子どもも必然的に跡を継ぐという意見が出されておりました。商売を継続させるには、店舗のリフォームだけでなく新商品の開発やホームページの開設など魅力ある店舗として市内のみならず市外へも積極的にPRしていく必要があります。1点目のご質問にもお答えいたしましたとおり、来年度聞き取り調査を実施して産業支援プログラムを初めとする小規模事業者等に対する支援制度の見直しを行うことといたしておりますので、商工会議所や各商工会、金融機関とも連携し、売り出す力、販路の拡大など総合的に支援してまいりたいと考えております。同時に、新たに創業を志す方たちの支援も行い、まちのにぎわい創出に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） ご答弁大変ありがとうございました。言われることもっともだなというふうに思って聞かせていただいております。

1点目から支援策ということで、金融支援から始まってさまざまな支援が予算書を見ても出てまいりますし、本年の市長の当初予算また所信表明などの中にもあらわれてくるものがあるかなというふうには感じております。その中で、私はあえてその店舗のリフォームなどの支援を市独自でしたらどうかということを感じたのは、市長が言われるように店舗だけの問題ではないと。確かに無店舗売買で、通販などインターネットを使った事業で業績を伸ばしている個人の方々もおられます。業種によっては、もう今インターネット中心にやっている若い方もおられますので、それはそういうもので市でできるバックアップがあればいいのかなと。今のところ独自でアイデアの中でやっている方々に市がかかわるものはないのだろうと思うのですが、ただ私はヒントとして考えたのは、なかなか高齢になって後継者がいない。または、その店舗を誰かに使ってもらうにも、なかなか古くてそのまま使い回せない、そういう方々のその店舗リフォームに市がかかわったらどうかかなと。空き店舗対策として市としては力を入れてお金を出しておりますけれども、空き店舗にならないような一つの施策として、私も言われたそのとおりかなと、私もそういう経験がありますので、一旦空き店舗にしてしまうと、なかなかその次を使うというのは難しいのです。逆に言えば、もうそろそろ自分は引退かなと。やめよう、やめどきだなというときに、その自分がやっている間に次の方を探す。要するに、自分の商売の後継者というよりは、自分の店舗を次に活かしてくれる方を自分がやっている間に探すと、これも一つの大事なことという、それも大事なきっかけかなと。あいてしまってから使う人を探す、使ってもらうのでなくて、あく前に次この立地の中でこういう商売をやってみたい、そういう支援プログラムとしての店舗リフォームがないのかなというふうに思うわけであります。

もう一つ別な意味で言うならば、ことしも今好評であります。住宅リフォームについて、非常に市内の中では歓迎される事業として、行政としての成功事例として今非常に取り組まれている事業が住宅リフォームなのかなというふうに思うわけであります。そこで、ひとつ窓口の課に聞きたいのですが、住宅リフォームの主な事業としての目的は何で始めたのか、少しお尋ねしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（竹内和広君） 長年希望があったわけですが、基本的には私ども商工観光課が担当しておりますので、経済対策としての取り組みでございます。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） 理屈は同じことなのかなと思うのです。住宅だからということだけでなく、町なかの再生には必ず空き店舗、空き家というのは一般住宅も出てまいります。どちらかというと空き店舗が多く出てくるのでないかなと。住宅兼用の空き店舗がたくさん出てくるのでないかなと

いうふうに思うのです。そうしたときに、やはり市内の経済効果という意味では、一般住宅のリフォームであれば使いやすい。ただ、私のところは、例えば店舗兼用の住宅だから住宅リフォームが使えないというような場合も出てくるのだろうなど。それを少し市内経済の影響を考えてということであれば、発想は同じところにあるわけですから、しかも私が言っているこの店舗改装リフォームというのは、市内経済の刺激もそうでありますし、先ほども言いましたが、空き店舗になる前の策として何か考えられないかなということで、後継者のための支援だったり、そこで何か新たな事業を起こしたいという方々の支援であったり、そのきっかけづくりとして店舗改修リフォーム的なものが事業として導入できないかなというふうに思っているわけでありまして。その辺、またあえていかがなものでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（竹内和広君） 非常に大切な視点だと思っております。私も、議員の質問を受けてまして、実際どうなのだろうということで、ちょっと村上商工会議所管内だけで恐縮ですが、平成28年度に20店舗の、会員のみですけれども、20件やめ、廃業されたそうです。そのうち5件の方、4分の1が後継者がいないからやめましたという報告を受けておりますし、平成29年度も現在で19店舗が会員をやめますと。理由はそのうち4件が、やはり4分の1程度が後継者がいないからやめますと。その他いろいろな事情があるわけですので、それらを考えますと、議員の質問どおり、市長答弁にもございましたように、来年度積極的に聞き取り調査を行うと。その中でも、やはりその視点も踏まえて、いろんな形で事業者様の意見をお聞き取りさせていただいて制度設計の中に組み込めるかどうか、前向きにちょっと検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） ありがとうございます。

確かに市長答弁の中で、来年度産業支援プログラムの中で売り出す力、創業支援などについてということで今これから相談していくのだということでありまして、それはそれとしてぜひお願いしたいというふうに思うのです。そういう意味で、事前の考え方の整理のつもりで聞いていただきたいし、質疑を受けていただきたいなというふうに思うのでありますが、言うてみて空き店舗、古民家対策としては、市もいろいろ思いをめぐらしながら事業を取り組んでいるわけでありまして。また、起業、要するに商売を始める方の支援としては、県なども力を入れた支援策が出ているように私も感じております。ただ、その中でやはり物足りないなど。今自分の中で過去を振り返って、また周りを見て思うのが、継続のための支援策がないのかなということと、あともう今商売をやっている方でも、例えば今の商いをやっていたら後継者がいない。または、今の商いではもう先が見えてきた。異業種転換でいってみようではないかと。今まで例えば、いい例が出てきませんけれども、眼鏡屋さんをやっていたと。この眼鏡屋から今度は例えば全然違う衣料品に行ってみようかとか、こういう飲食関係に業種転換してみようかというような方々の支援策にもできないのかなと。これ

から始める方の支援策はいろいろメニューはそろってきていますけれども、異業種転換であったり、その後継のための、またはその店舗の継続のための支援策というのをやはり考えていったらどうなのかなというふうに思っているのですが、異業種転換への支援策というのは、今具体的に私はあるかないかわかりませんので、そういうものは何かメニューの中であるものがありますか。

○議長（三田敏秋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（竹内和広君） 産業支援プログラムの中で創業応援という形はとらせていただいておりますが、もう創業されている方が異業種という場合ははっきりとした支援制度はございません。それにかけて販路拡大したり、いろんな形で試作品をつくったりしたいのだというようなメニューは用意してございますので、一番有効的な組み合わせはしていかなければならないのだろうなというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） 市長からも、また商工観光課長からも、次年度に向けて産業支援プログラムの中で、またこの問題に対しても検討していきたいというようなことが出ておりますので、これ以上今現在深追いするものはないのですが、空き店舗、空き家を出さない施策の事業化としてぜひ取り組んでいただきたいし、その発想の根源は空き店舗をなくすということ、減らすということ、そして住宅リフォーム事業の補助金と一緒に、市内の経済振興の刺激のためにという発想の中で、何とか取り組むことによって市民、商店、商業を刺激できないかなということでもあります。市長、その辺今までの中でいかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 今の我々の置かれている状況を非常にわかりやすくご説明をいただいておりますし、我々の施策に通ずることもしっかりと連携できる部分はあるなというふうに感じているわけですが、まずもってその後継者の部分につきましては、創業されたやはりその店舗があるわけですので、そこがそういう形で継続ができる形の中であれば、しっかりとそこでまず後継をつくっていただく、またつくりやすいという環境もあるのだろうというふうに思っております。それが今なぜそうなっていかないかというのは、多分購買力が下がっている。要するに、消費が下がるから商いができなくなっていっているということなのだろうというふうに思っているわけですが、そのためには何をすればいいのか、そこをしっかりと挙げていくという話に当然なるわけです。

例えば一つの例でありますけれども、町屋勤労会の皆さん方が町なかから離れたその方を地元から求めるだけでなく、交流人口、関係人口としてよそから入れることによって、少なからずやはり消費につながっているのだろうというふうに思っております。ですから、そういうふうな仕掛け、また今の社会に合った形でのそういうふうな取り組みということをこれからアンテナ高くしながら取り入れていくことが必要なのだろうというふうに思っております。それと同時に、ICTを活用

した全くバーチャルな世界の仮想の商店街というようなイメージの部分も、しっかりと併用しながらやっていくということがこれからのこの社会の中で生きていくそういう商業、商いをやっていくという意味では必要なのだろうというふうに思っております。ですから、その辺の視点も含めて今回産業支援プログラムを中心として幾つか提案させていただいている部分であります。今商工観光課長のほうからも答弁をさせていただきましたとおり、いろいろやっていく中で課題もあるし、もっと使いやすい方法もあるだろうということもあります。現在村上市は市内の金融機関とも連携をさせていただいておりますので、やはりそのノウハウというのは、彼らが一步も二歩も先を行っているわけですから、それを存分に活用して、各事業主の皆様方と連携をしてもらおうという仕組みもさらに進めていくということが必要だろうというふうに思っております。

異業種に転換するのは、これ多分非常に大きなエネルギーを必要とするのではないかなと、私素人ですけれども、そう思っています。そうであるならば、先ほど申し上げましたとおり、対象となるその消費者を拡大するような仕組みと併用しながら、これまで長く積み上げてきたスキルを存分に活用して、今までなれ親しんだその業種をしっかりとクオリティを上げていくというのも一つの手か。その部分を応援していくという意味では、その金融の応援また行政からのそういうキックオフ的な部分に関する支援、そういうものも併用しながらいろいろな方策、総合力で対応していくということが必要だなということを感じているところであります。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） ありがとうございます。

私実はこの同じ質問を、ちょっと調べたのですけれども、いつだったか、間違っているかもしれませんが、平成26年の9月定例会か何かと同じ質問をしております。そのときとちょっと質問する観点は少し違ってきているのですが、行政の取り組みのそのとき、3年ぐらい前の話であっても、もうやはり徐々に変わってきているなという肌で感じるものがあります。それが時代の流れの中で求められていることだから当然そうなのですが、その中で本当にできること、また今求められていることによって、手を出すことによって、ちょっとしたきっかけをつくることによって、少しでもにぎわい、活気が出てくるような、またやはりお年寄りと言えども大切な村上市の人口を構成してくださっている方々であります。そういう方々がその村上から離れなくてもいいような事業展開を、人口減少の食いとめるために施策として手を打っていただきたいなというふうに思うわけでありませう。これを実際には平成30年度の中で産業支援プログラムの中で売り出す力、本当に大事なことだと思うのです。もうかる商売だからこそ続くのでありまして、もうからないものを継続しろということは無理なので、いかにしたらもうかるのか。いかに、どんな業種で町なかでやるならやっていくべきなのか。いろんな角度からいろんな分野についてのその検討ができて支援ができるならば、そんないいことはないのかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。私のその市内商店、商店街の振興策についてという質問はこれで終わらせていただきます。

先ほども言いましたように、ことしもまた昨年に続いて8人の課長、支所長が、この議場におられる方々が退職されるわけであります。その方々に自分たちが40年近く、40年前後培ってきた行政としてのノウハウを生かしたご提案、ヒント、また自分がやってきたことに対する思い出などがあれば、何でも結構であります。一言頂戴したいなというふうに思っております。

初めに、恐縮であります。中村るみ子会計管理者からお願いしたいというふうに思います。

○議長（三田敏秋君） 会計管理者。

○会計管理者（中村るみ子君） 貴重なお時間を頂戴いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

私は、昭和57年に旧神林村役場に入庁いたしまして36年間、合併後は8年間本庁でお世話になりました。過ぎ去った日々を振り返りますと、今では本当に短く感じておりますが、この間議員各位を初め、多くの市民の皆様にご指導を賜り、支えていただき、この場に立たせていただきますことに心から感謝を申し上げます。そしてまた、職務を通して出会うことができました全ての方々にお礼を申し上げたいと思います。職は離れますが、これからもいただいた経験を糧としまして、村上市の輝く未来を応援してまいりますとともに、ふるさと村上のさらなる発展と皆様のますますのご活躍を祈念いたしております。長い間本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） ありがとうございます。

実は、中村るみ子会計管理者については私は思い出が思いまして、よく仕事で旧神林村役場へ行きますと、やはり収入役室に長くおられたように感じておるのでありますが、なかなかその分野で新市に来てもこうやってご尽力いただき、村上市の金庫番ということで長く尽力されてきたのだろうなというふうに思っております。そんなことがこれから市民となっても何らかの形で市政に生かしていただくようなご提案、またはご意見が頂戴できればというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、鈴木芳晴神林支所長、よろしく願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 神林支所長。

○神林支所長（鈴木芳晴君） 私は、旧神林村役場に採用させていただきまして40年間、現在まで至ったわけでございますけれども、その間旧神林村時代ではございますが、皆さんもご存じのように全村圃場整備という大事業に対しまして、一員としてかかわらせていただいたことが今思えば一番心に残っていることでございます。そして、その後合併いたしまして10年、そしてそのうち4年間神林支所長として大役を拝命させていただきました。その間、ここにおられる議員各位の皆様にはご指導、ご鞭撻をいただきまして、大変ありがとうございました。この場をおかりして御礼を申し上げたいと思います。

また、今村上市においてはこれほどの、全国各地でそうでございますけれども、少子高齢化に伴う人口減少問題等もろもろの問題がございますけれども、私個人といたしても、退職後も村上市

の発展のために微力ではございますけれども、ご協力をさせていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。大変お世話になりました。（拍手）

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） ありがとうございます。

神林の鈴木支所長とは、私神林村役場時代には全然役所で会うという機会はなかったのですが、ただ高校時代に彼氏はたしか野球、私は陸上部でグラウンドで共有していたような思い出があります。その中で、非常に高校時代から私が1つ、2つ違いで好青年だなんて言い方おかしいですが、なかなかいい男でうらやましいなと。これはもてるのだろうかなんて思いながら、よくグラウンドで野球している風景を見ながら私周りを走っていた記憶があります。本当にお疲れ様でした。また、これからもよろしく願いいたします。

続きまして、中山明環境課長、お願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 環境課長。

○環境課長（中山 明君） 環境課長、中山明でございます。私、昭和53年に旧神林村役場に採用されまして、このたび退職ということで40年の長い間大変お世話になりました。旧神林時代は、道路改良事業、圃場整備事業、下水道整備事業等々の業務に携わらせていただきました。平成20年の市町村合併で本庁勤務を命ぜられまして、平成27年から環境課長を拝命させていただき、3年目となりました。平成25年からかかわってきました洋上風力発電事業の推進業務は、将来日本が進むべき発電として捉えまして、やりがいのある光栄な業務として進めてまいりました。務めてまいりました。平成26年には市議会の推進の決議をいただき、事業実現に向けて推進してきたところでございます。洋上風力発電は、これからの大切なエネルギーと考えておりますので、導入実現に向けて甚だ僭越でございますけれども、引き続き村上市議会の皆様のご支援をお願いし、また今までの感謝を申し上げまして、簡単ではありますが、退職の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） ありがとうございます。

環境課には事あるごとに、近年はちょっと少なかったようですが、課長になった当時はよくいろいろ面倒なことをご相談にお伺いしました。ありがとうございました。

続いて、加藤良成福祉課長、お願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（加藤良成君） 貴重な時間をいただきまことにありがとうございます。私は、旧山北町で26年間、それから村上市役所で10年と合わせて36年勤めさせていただきました。この間、一番貴重な経験をさせていただきましたのが議会事務局で8年間でございます。30歳少し前から30の半ばごろまでということで務めさせていただきました。前の議長の板垣さんも議員でいらっしゃったわ

けでございまして、本当にたくさんの方のことを教えてもらい、いろいろなことを学ばせていただきました。本当に感謝しております。また、保健医療課、税務課、福祉課と異動しまして、議会では市民厚生常任委員会に出させていただきます。この間、議員の皆さんにはいろいろとご指導、ご鞭撻たくさんありがとうございました。退職後は、健康に気をつけて過ごしたいと思います。

最後になりますが、村上市にはさまざまな課題があります。村上市の発展を祈念しまして、挨拶とさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。（拍手）

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） ありがとうございます。

福祉課という間口の広いところであります。私も、それこそやはりいろいろお世話になりました。ありがとうございます。

続きまして、山田義則農林水産課長、お願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山田義則君） 貴重な時間をいただきまして、お礼申し上げます。私は、昭和53年に神林村役場に採用されまして、平成27年度から農林水産課長を拝命し、農林水産業の制度改革が行われる中、議員各位のご指導を賜り、担い手対策、そして構造改善等農林水産業業務に携わらせていただきました。これからの本市の農林水産業のさらなる振興、発展には社会情勢が大きく変わる中、生産者、そして現場、市議会、県、関係団体の積極的な取り組みが重要であると考えております。今後も、そういう方々、そして議会、市の行政の十分な連携のもと、農林業振興に皆様方の力を発揮していきたいと思っておりますし、私も微力ながら現場に戻っている活動していきたいと考えております。

これまでのご指導に厚く御礼申し上げまして、まことに簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。（拍手）

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） ありがとうございます。

私も、農地の活用についてということで、今の山田課長、次にお話しした局長にはいろいろご相談やら無理なお願いに行ったような気がしております。ありがとうございました。

その小川寛一農業委員会事務局長、ひとつお願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小川寛一君） 農業委員会事務局の小川です。私は、昭和54年荒川町に採用されまして、この間39年間勤めさせていただきました。この間皆様からご指導、ご鞭撻を賜り、まことにありがとうございました。また、ご迷惑をかける場面もありまして、心苦しく思っているわけでございます。

私ですけれども、農業関係のほうの経験が長く、ほとんどが農業の事務に携わっていたというこ

とであります。農業関係につきましては、人口問題と同様待ったなしの問題を抱えているということとあります。皆様の創意工夫の中で対応していかなければならないというふうに考えております。退職後、また皆様にお会いする機会があるかと思いますが、その際もこれまで同様ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。大変お世話になりました。（拍手）

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） 大変ありがとうございました。また、よろしくようお願いいたします。

続いては、中村則彦建設課長、お願いを申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（中村則彦君） 私は、昭和55年に旧村上市で土木技師といたしまして採用されました。

これまで38年間でございますが、勤めさせていただきました。採用当時は、当時下水道室に配属されまして、その後建設課、下水道課、そして農林水産課を行ったり来たりしまして、仕事をさせていただいたところでございます。合併後につきましては、平成22年度に下水道課長に就任させていただき5年間、その後建設課長として3年間、皆様方には大変お世話になりました。

きょうは、せっかくの機会を与えていただきましたので、大過なくという言葉を使ってご挨拶したいところではございますけれども、道路にはまだたくさんの雪が残っておりまして、もうまさに業者さん、そして市の職員が一生懸命にその対応に当たってございます。この雪が道路から消えてなくなるまで、私は気を緩めることなく最後まで職責を全うしていきたいと思っております。皆様、大変どうもお世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） 大変ありがとうございます。

実は、私は平成3年に旧村上市に初めて議員として登壇といたしますが、行政にかかわらせていただきました。そのころ、実は次にお話しいただく東海林則雄都市計画課長と今の中村則彦課長は、建設課の技師だったそうであります。ずっと私の記憶する中では、2人とも技術畑の専門家として活躍されてきましたし、逆にそういう意外と我々が相談受ける最も多い分野でありまして、この中村課長、東海林則雄課長には、非常に迷惑かけたかなと個人的にも感じております。どちらかというところと高校時代の先輩、後輩をうまく活用させていただいて、無理難題を解決していただいたような気もしておりますが、本当にありがとうございました。

ということで、その東海林則雄都市計画課長、ひとつお願いを申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 都市計画課長。

○都市計画課長（東海林則雄君） 都市計画課の東海林でございます。昭和53年に旧村上市役所に隣の中村課長同様、土木技師としまして、それから40年間いろいろお世話になりました。旧村上市時代には、いっぱい語り尽くせぬようなこともありましたし、普通のことではできない経験などもさせてもらいました。合併後は、都市計画区域の見直しをしたり、駅の周辺整備なんていうことで村上

総合病院に関係することも皆様からいろいろご指摘受けたり、思い出がいっぱいあります。その他、景観ですとかまちづくり事業の主に合併後は都市計画事業に携わってまいりました。合併後、都市計画の行政区域も広くなりまして、都市計画なんて全然関係なかった地域から、また都市計画をやっている地域、それぞれの温度差もあったり、地域よっての特色もいろいろあったりしながら、担当業務を行う中では議員の皆様にはご指導いただいたり、あとは事業に対するご理解、ご協力をいただきながら進めさせてもらったことに非常に感謝申し上げます。

長い間皆様に大変お世話になりましたけれども、これで、思いはいっぱいあるのですけれども、何か大変短い挨拶で済みませんが、挨拶にかえさせていただきます。(拍手)〔質問終了時間10分前の予告ブザーあり〕

○議長(三田敏秋君) 佐藤重陽君。

○21番(佐藤重陽君) 大変ありがとうございました。

この8名の皆様は、ここで退職ということでありますけれども、人生の中に幾つかある一つの区切りの一つなのだろうと。また、これから残りの人生まだ長い間ここで暮らしていこうと、暮らしていかれる方、そうであると思っておりますので、これからもこの村上市に対していろんなご意見またアドバイスなどをいただきながら、また行政だけでなく我々議会議員もお使いいただきながら、この地域の振興のためにご尽力いただければというふうに思っております。

私の一般質問、市内の商店、商店街の振興策についてということでありましたが、これについては非常に心強い、先に見えるような答弁をいただいたというふうに感じております。ありがとうございます。そして、8名の皆様については、より一層これから自分たちの人生を大切にしながら、今までできなかったことをやる時間ができたのだという、そんな考え方の中で、より今まで以上に生きがいを持った人生、時間を過ごしていただければというふうに思っておりますので、頑張ってください。よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

以上で終わります。(拍手)

○議長(三田敏秋君) これで佐藤重陽君の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩といたします。

午前11時46分 休憩

午後1時00分 開議

○議長(三田敏秋君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長(三田敏秋君) 次に、14番、竹内喜代嗣君の一般質問を許します。

14番、竹内喜代嗣君。(拍手)

〔14番 竹内喜代嗣君登壇〕

○14番（竹内喜代嗣君） それでは、一般質問を行わせていただきます。日本共産党の竹内喜代嗣でございます。

大きな項目で3項目ございます。1項目め、国民健康保険税の引き下げについてでございます。1月30日に行われた全国国保担当者会議資料によれば、平成26年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充（約500億円）に加え、年約3,400億円の財政支援の拡充等を以下のとおり実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図るとしてしています。公費は、約3,400億円は現在の国保の保険料総額3兆円の1割を超える規模となっているということでございます。これは、被保険者1人当たり約1万円の財政改善効果とのことであります。一般会計からの法定外繰り入れもを行い、1世帯1万円の引き下げが可能ではないでしょうか、市長のお考えを伺います。

大きな項目の2つ目、空き家バンクに係る改修経費補助の一層の拡充についてでございます。全国的に空き家をどうするかが問題となっています。国土交通省が空き家対策の一環として、住宅金融公庫支援機構に金利を支援する制度が始まっています。空き家バンクの支援事業を拡充し、市外からの移住世帯に加えて市内在住の子育て世帯や若者世帯、单身の方も利用できるような空き家バンク移住応援補助金の対象にする考えはないか、市長のお考えを伺います。

大きな項目の3点目でございます。種子法が廃止されました。種子法廃止と日欧EPA協定の影響について伺います。1点目、種子法があったからこそ世界的に見ても安い種が農家に供給されてきました。米の種であれば、1キロ500円程度ということですから、世界的に見て全く格安の種子だというふうにランクづけられています。遺伝子組みかえのこれから高い種子しか手に入らなくなるのではないかとということで、不安に思っている農家の方たくさんいらっしゃいます。また、食の安全に大きな不安も生じるのではないかと、伺います。

、地元伝来のナスや枝豆種子が、希少ではございますが、ございます。あるいは、私も存じ上げないそういったものあるかと思えます。こういうような施策は考えありませんか、対応を伺います。

3点目でございます。小さな項目の3点目、日欧EPA協定の関税引き下げから銘柄牛は守られるというふうに固有の銘柄も挙げられているのですが、村上牛はどうなるのか、どうするのか、対策をお伺いいたします。

大きな項目の4項目めでございます。学校給食の充実についてでございます。学校給食の自校方式と共同調理で今学校給食行われているのですが、この実態と問題点を伺いたいと思います。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） それでは、竹内議員の4項目のご質問につきまして順次お答えをいたします。

最初に1項目め、国民健康保険税の引き下げについて、国の財政支援の拡充等により一般会計が

らの法定外繰り入れを行い、1世帯1万円の引き下げが可能ではないかとのお尋ねについてでございますが、国からの公費約3,400億円のうち約1,700億円は、既に低所得者対策強化のため平成27年度から実施されている財政支援で、均等割及び平等割の5割軽減及び2割軽減世帯の拡充が図られております。また、残りの約1,700億円は、平成30年度から実施される国保の財政調整機能の強化や医療費適正化への取り組み等に対する財政支援となっております。本定例会で提案させていただいております平成30年度の国保制度改正に伴う村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案では、平成30年度の保険税額が1世帯当たりの平均で5,900円程度引き下げになる見込みであります。

なお、一般会計からの法定外繰り入れにつきましては、国保加入者以外への負担が生じるため、繰り入れを行うことは考えておりません。

次に2項目め、空き家バンクに係る改修経費補助の一層の拡充について、支援事業を拡充し、市外からの移住世帯に加えて市内在住の子育て世帯や若者の単身世帯も空き家バンク移住応援補助金の対象にする考えはないかとのお尋ねについてでございますが、空き家バンク移住応援補助金は、人口減少対策の一環として移住促進の制度であります。しかし、近年は空き家の増加が問題となっており、また子育て世代や若者への支援も人口減少対策として必要な施策と考えておりますので、今後も国の制度を活用しながら総合的に検討をいたしてまいります。

次に3項目め、種子法廃止と日欧EPA協定の影響についての1点目、種子法により安い種が農家に供給されてきたが、遺伝子組みかえの高い種子しか手に入らなくなれば、食の安全に大きな不安が生じるのではないかとのお尋ねについてでございますが、戦後の食料増産という国家的要請を背景に稲・麦・大豆の種子を対象として都道府県にその生産・普及を義務づけていた主要農産物種子法が本年4月1日をもって廃止されます。一方、新潟県におきましては、優良種子の安定供給は新潟米生産の根幹であると考えており、法廃止後も県が主体となって優良種子の安定生産・供給を行う体制を構築するよう、今般県議会2月定例会において新潟県主要農産物種子条例が提案されており、議員ご懸念の不安は生じないものと考えております。

次に2点目、地元伝来のナスや枝豆種子をつくる施策はできないかとのお尋ねについてでございますが、いわゆる地元伝来のナスや枝豆等の野菜の種子につきましては、主要農産物種子法の対象外であり、同法も廃止されても影響はないものと考えております。

なお、地元伝来とされる作物につきましては、地域で育まれてきているものであり、守り続けることは大切なことであると考えておりますが、本市におきましてはどのような作物が地元伝来とされるのか、専門的見地も必要であることから、特定の作物の保護には十分な研究が必要であると考えております。

次に3点目、日欧EPA協定の関税引き下げから守られる銘柄牛があり、村上牛はどうなるのかとのお尋ねについてでございますが、国では昨年12月にEUとのEPA交渉妥結を行っております。牛肉につきましては、発効後輸出について関税の即時撤廃がなされ、輸入については段階的に引き

下げが行われることとなります。その後、16年目に9%まで削減されますが、輸入急増に対するセーフガードも措置されております。また、米沢牛等の地理的表示制度に登録した銘柄牛につきましては輸入・輸出に関する関税分野と地理的表示の保護の分野での交渉により、輸入品に当該産品名称の使用等が禁止されていますが、関税引き下げから保護されるというものではありません。村上牛につきましては、地理的表示には登録されておらず、この対象には含まれておりませんが、EUから輸入される牛肉が乳用種等の冷凍品であり、高品質な銘柄牛である村上牛への影響は少ないものと考えております。

次に4項目め、学校給食の充実については、教育長に答弁をいただきます。

私からは以上であります。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） それでは、竹内議員の4項目め、学校給食の充実について、自校方式と共同調理の現在の実態と問題点はとのお尋ねについてでございますが、現在市内の小・中学校の学校給食は、自校方式の調理場が10校、学校給食共同調理場が7カ所あります。現在進めている学校統合後は、自校方式の調理場が8校、学校給食共同調理場が5カ所となります。自校方式の調理場と学校給食共同調理場のいずれの調理場でも、学校給食の献立の作成や調理場の衛生管理は学校栄養士が行い、その献立により調理を行っております。共同調理場方式で懸念される給食の適温提供につきましては、学校給食共同調理場から受配校までの運搬に保温用食缶を使用するなどの配慮を行い、安心・安全で栄養バランスのとれたおいしい学校給食を提供しており、自校方式の調理場と学校給食共同調理場とも問題点はないと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） それでは、学校給食の問題についてお伺いをいたします。

調理に当たって、10校で自校方式で行われて、なおかつ7カ所で共同調理場ということなのですが、この10校の自校方式の調理場というのは、業務委託で行われている学校が10校なのでしょうか。それとも、栄養士さんあるいは職員の方が責任者となって自校調理やられているのか、この辺いかがでしょうか、どうでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（木村正夫君） 自校方式でやられている10校のうち、直営方式で行っているのは1校でございます。ほかの9校については委託を行っておりますが、この1校、瀬波小学校ですが、これについては平成30年度からは委託方式で行う予定でございます。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） それで、私この問題でちょっとメモを学校にお願いしたりしたこともある

のですが、要するにこういう子どもの食の安全、こういった事柄に対して重要な仕事なわけですよね。ですから、その仕事場において委託方式ということで、ちなみに食材を提供するのはどちらになるのでしょうか、この10校、7カ所。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（木村正夫君） 食材の発注については、学校栄養職員が発注しておりますので、委託は調理業務だけでございます。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） 学校栄養職員というのはこのそれぞれ10校、7カ所にちゃんときちんと配置されているのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（木村正夫君） 共同調理場についてはそれぞれ各1名、あと自校方式については、2校につき1名の職員を配置してございます。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） 昨今食の安全、今は何か小麦でもアレルギー起こすような子どもさんもいらっしゃるという、きめ細かな対応しなくてはならないというようなこともあるというふうに聞いています。そうしますと、要するに2校に1校しか学校栄養職員が配置されていない。そうすると、結局はその学校の管理者の方が例えばきょうの調理の結果とか、恐らく何項目か点検項目あるのでしょうかけれども、こういう仕事して、こういうふうに終わりました。サンプルたしかとっておかねばないとか、いろいろあるかと思うのですが、そういうものを日々報告するのは、学校栄養職員さんが来てくださって報告するのでしょうか。それとも、校長先生なり教頭先生なりに報告するのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 各校においては、その委託業者も含めて毎日の日々の点検、それを校長に上げていますので、日々確実に点検しております。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） この問題で、一番最初に委託方式を始めたのは、多分合併する前の旧神林地区だったと思うのですが、中学校給食も含めまして全部やるとなったときに、委託方式もやるのだということになりました。それで、このように議会で議論いたしまして、その直接指揮、命令を委託業者に向かって行うのはおかしいのではないかと。委託ではなくて、業務請負であれば別ですけども、そうなれば食材から管理者から全部請負業者ということになるのですけれども、でなくっていわば派遣のような形でやるのであれば、当然それは当該事業所に指揮、命令をする、そういう監督者、つまりその栄養職員と同等の資格を持つような人を配置すべきだということで、当時各神林地区では配置をされたのです。そういった経緯があるのですけれども、いつの間にか私の認識不

足だったのですが、もうがらっと変わってしまっているわけなのですが、これはどういう経緯でこうなったのでしょうか。合理化したという、一言で言えばそうなのかもしれませんが、お願いします。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 基本的には学校栄養教諭、それから学校栄養士、その県費負担の者、それから市費で配置している栄養士も含めてその方が責任を持って献立を作成したり、点検をしたりしております。そのほか、委託業者にも栄養士資格を持った者がほとんど配置されていると今私は認識しております。だから、協力しながら常に安全点検には従事しております。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） では、栄養士の資格を持っていらっしゃる方がこの10校、7カ所にそれぞれ配置されているということによろしいわけなのでしょう。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 全ての学校に配置されているかどうか、今ちょっと把握しておりませんが、委託業者のほうではそのようにしておると認識しているところです。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） 法に照らしてというか、子どもの食の安全、健康のためにも、きちんと配置をしてくださるようお願い申し上げます。

それでは、下のほうから行っているのですが、日欧EPA協定の影響です。私このことしか書かないで、数はそんなに多くはありませんが、多く頭数ないかと思うのですが、乳製品が入ってくるのではないかというふうに懸念されるのです。それで、酪農やっておられる方どんどん数は減っていますけれども、こういった方々に安い乳製品が入ってくるわけですから、今後のその対応というか、先ほどのお話ありましたので、説明ありましたので、似たようなものかなとは思いますが、わかる範囲でお答え願えればありがたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山田義則君） 乳製品につきましては、当方では酪農ぐらいしかございません。当然チーズとかバターとかの製造、小売という分野がございます。そこで、乳製品につきましては、一応関税率というものを協定で結びまして、いわゆる生産費の価格、生産量、そういったものを勘案して対策を講じられますし、また生産額への影響そのものについて、輸入量に対して対策を打っていくというのが概略のことと聞いております。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） 乳価が下がって、今まさしく村上市の酪農というのは風前のともしびかとは思いますが、私の知っている方で、若い後継者がいらっちゃって頑張っている酪農家もいらっしゃいます。こうした人たちが希望を持って今後も続けられるように、ぜひともその意見を発信し

ていただきたいと思います。

種子法、その他農業政策で言えば、これは今度市長にお伺いしようと思っているのですが、米が余っているとは言いますけれども、あつという間に70年近くだったと言えればそれきりなのですが、減反が始まった当時、前の年まで輸入していたのです。だから、今現役で頑張っているという団塊の世代の方が一斉に体力的にも、農業機械を購入するのにもう銀行もどこも貸してくれないということをやめざるを得ないわけですが、この人たちがいなくなったら、私は3年ぐらいで大変なことが起きるのではないかなと思います。控室で先ほど西南戦争の話ありましたけれども、日本というのは、食料を自給できない国だったのです。明治時代というのは、朝鮮半島も台湾も全部、それから満州国ですか、満州鉄道とか全部日本になってしまいましたけれども、それらがなければ食料の自給もできない。何か大地震とか大天災があると、たちどころにお米が足りなくなって、あるいはちょっと過剰になれば大暴落をしてというような歴史がついこの間まであったのです。今まさにこの団塊の世代の人がリタイアしてしまうと、とんでもない事態が発生すると。

私アベノミクス農政を見ていると、微妙にポジションというか、言うことを変えてきています。大変な事態を、そのときには野党にきつと政権渡すのでしようけれども、まず大体漁業なんかは実は自由化すると。漁業権を自由化するなんてとんでもないことを言っていたのです。2年後まで自由化する。ところが、今回の定例会の議案にも出てきますけれども、簡単に言えば漁船も買って新しく後継者として漁業に携わりたいという人には、購入資金の半額近いものを提供するような、そういう制度設計になっているかと思います。海洋圏域を守るためには粟島も含めて、今まであんなもの合併してなくなってしまうばいいみたいな議論もあったわけではありますが、とんでもない大間違いで、あったということが今もう完全にかじを切っています。ですから、きょうの議論でも、海岸沿いの集落をどう守っていくのかの議論もありましたが、海岸線の集落を守らないで一体全体日本をどう守っていけるのかと。食料も入ってこなくなれば、誰でもこの国も助けてくれないわけですから、食料主権こそ最大の防衛能力だと私は考えています。ですから、長い目線で物事考えて、北前船で岩船港から、あるいは桃崎や塩谷から北前船に乗せて北海道まで行ったり、大阪の米相場あるところまで持っていったりして大変な利益を受けたり、大変な損害を受けてきたというのが歴史でした。歴史は繰り返すと申しますが、食料主権こそ最大の私は日本の防衛力になると考えています。ですから、黙って政策を切りかえつつあると、私はそういうふうに考えています。抽象的で申しわけないのですが、ぜひ市長にはそういった目線で漁業やあるいは農業を考えていただきたいと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） まずもって、合併の議論が今あったわけではありますが、粟島浦村は、みずからの判断のもとに合併を選択しなかったわけではありますが、そのところだけはまず申し上げておきたいというふうに思っておりますが、我が国におけるこの食料自給の状況につきまして

は、今議員からお話があったとおりなのだろうというふうに思っております。各政策を総動員をして自給率を上げようというところには取り組んでいるわけではありますが、なかなかその実態が伴ってこないということも、事実としてはあるのかもしれませんが。そういう中で、グローバル化するこの市場経済の中で、今般制度としてそういう選択をされたわけでありますから、我々基礎自治体として地域の農業も含めてであります。農業、漁業、これを守る立場にある者としては、しっかりとそこを分析、検証加えながら、我が市において最大限のメリットが講じるように対応していくというのが、これが大前提だろうというふうに思っております。

また、我が国におきましては、稲作国家として悠久の昔からこれをしっかりと作り上げてきた、これは今でもしっかりとその根本の部分に定着をしているのだろうというふうに思っております。その精神またその歴史、これが今の我が国のこの美しい国家を作り上げているのだろうというふうに思っておるわけでありますので、私常々申しておりますけれども、やはり家族営農を中心とした、そういう今日までつないできたその農政をベースにしながら、それぞれの農業従事者がしっかりと利益を上げられる、またそれに従事することによって喜びを感じられるような、そういう産業にしていかなければならないというふうに思っております。

ただ、我々が今直面をしております各制度、この中でどういうふうな形でそれを実現していくのか。それにつきましては、副市長をチーフとしまして、しっかりと今その制度設計も含めてでありますけれども、関係機関と協議を重ねて平成30年、いよいよ大きな変革の時を迎えるわけでありますから、それにしっかりと向き合うというスタンスで今施策を運営しているというところであります。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） 国民健康保険税の引き下げについて再質問を申し上げたいと思います。

1月30日に全国、簡単に言えば国保を担当している課長さん方が集まって説明を聞いてきたということでありまして、また1月29日は通知が来ていると。一生懸命インターネットで厚生労働省を引くのですが、見つけられないで、29日の通知がよくわからないのですが、市長は、ことしは5,900円平均下がるような引き下げの予算組んでいるよとおっしゃってくださったので、その点は評価をいたすものであります。しかし今後の見通しです。たしかこの30日の会議では、要するに繰り入れをしているような、あるいは繰上充用というのですか、そういうふうに財政操作しているような、そういう自治体については、改善計画を出しなさいというふうになっていたのですが、私が心配するのは、その改善計画の中でガラガラポンで新潟県全部、これ県の裁量になるのかもしれませんが、県北の人は我慢強くて、健康に注意をして、なおかつ1本何万円なんていう注射をするような治療はいいよなんていうのを声も聞こえてきます。そういったことから、こういう現状のかなと思うのですが、これももうちょっと詳しく説明していただきたいのですが、村上是ちょっと真ん中ぐらいということですが、お願いします。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） まず、厚生労働省が出した1月29日の通知というのは、今まさに竹内議員さんがおっしゃられた、その一般会計の繰り入れとか法定外の繰り入れとか繰上充用などの赤字を持っている市町村が計画的に解消するための計画策定をすることに県に示した通知でございます。

あと、村上市においての繰り上げ等に関しましては、法定外繰り上げを行っている市町村は確かにありますけれども、その目的は保健事業とか決算補填によるものが多くて、市町村によってそれぞれ異なります。このたびのこの制度改革において一番重要なのは、国保財政の安定化であり、その中に公費による財政支援の中で一般財源の財政支援の強化としての部分と、医療費の適正に向けたそういった取り組みに求められる市町村への交付等に分かれております。その中で、法定外繰り入れの通知等については、保険者努力支援制度の評価対象として赤字解消を促すとされておりますので、全部一元ひっくるめた中で納付金等の関係でそれぞれの市町村に来るというものではなくて、特別保険者努力支援制度というそれぞれの市町村ごとに交付されるお金の中に反映してくるものと思われまます。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） それでは、空き家バンクによる改修経費補助の拡充ということで、項目立てして質問しているわけですが、これで再質問したいのは、私もよくわからないで担当課長さんとも意見交換はしてきたのですが、まずお聞きしたいのは、社会資本総合整備交付金というのが、例えばこの中身は2種類あって、1つは道路橋梁等の整備を指すのだそうです。これは決まったものがあると。そのほかに決まらない、その自治体を選択することができる項目もあるということだそうです。実際担当者からそういうふうにお聞きしているわけなので、だからその住宅リフォームやあるいは空き家リフォームの補助金申請している例はあるかと聞いても答えないと。それは、そういう実際の裁量に任せる部分というのは、任せるのですから、出てこなくていいと。

そこで、どなたがいいのかあれですけれども、予算の説明でも過疎債というような説明ございましたけれども、当然滝矢川が20メートルしか進まないみたいな話もあったのですけれども、この社会資本総合整備交付金ですか、こういう制度に乗るように県を通して国土交通省と調整したりというようなことは行われて、つまり交付金もらっているのでしょうか、もらっていないのでしょうか。済みません、財政課長がいいのか、総務課長がいいのか、どちらでも結構です。

○議長（三田敏秋君） 自治振興課長。

○自治振興課長（川崎光一君） 社会資本整備交付金については、私の担当ではございませんけれども、当市はその空き家改修補助金につきましては、そちらの交付金は申請していないということだそうです。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） 県の担当者の名前も聞いてきたりはしているのですけれども、それは控えさせていただきますが、国の道路橋梁、滝矢川の改修もそうですけれども、自主財源というのは非常に少ないわけですから、あるいは7,000万円のリフォーム助成も組んでいるわけですから、自主財源が少ない中でそういうふうに努力されているわけですから、ほか他市で昨年まで、だから自由に使っていいという制度設計になっているから、この項目でというのは聞いても出てこないということになっているということなのですが、やっぱりわかりにならないということでしょうか。当市は申請というか、交付金もらっていない。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 市町村の裁量に任せる交付金というメニューというものにつきまして、済みません、私も把握をしていなかったもので、そのところはおわびを申し上げたいというふうに思っておりますが、今議員からいい情報をいただきましたので、そういう部分については、特定財源として活用することができますので、積極的に活用を図るべくこれからしっかりと努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） ありがとうございます、市長に怒られるかと思ったので。

それで、あえてその大前提は、個人の私有財産に対して利するような政策はとれないというのが大前提あるのだそうです。しかしながら、その実際において自由に使えるという枠をつくってやると。特にアベノミクスが変化してきていると言いましたけれども、代表質問でも申し上げましたけれども、その空き家対策に実は重点を入れ始めていると。これがまた、バブルのもとになるのではないかという心配する向きもあるようではありますが、ですから、例えば長岡市の制度でいいますと、この提案した中に入っているわけではありますが、空き家再生タイプとかいうのもありまして、市外からの移住世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯、若者世帯で空き家を賃借または購入する契約をし、交付決定以降に居住する者ということで補助対象者になっています。なおかつ、きょうも議論に出てきました公益活用タイプ、空き家を賃借して地域交流活動の拠点等にしたいということ。それから、商店などのリフォーム、これも可能ということで、自治振興課長さんはこのデータはお持ちだと思うのですが、そういうふうにメニュー組んであるのです。ですから、同じ7,000万円真水で出しているわけでありますから、あるいはこの空き家改修補助金ですか、これにも予算組んでいるわけでありますから、はたまた川や橋を整備するということでのメニューもあるわけですから、これは50%の補助なのだそうですから、だけれども、例えば住宅リフォームに50%補助したということではなくて、その自由に使える裁量の中で、さらに今の安倍政権はリフォームのほうに、要するに資源の無駄遣いのわけですよ。それを国も認めてきているということであります。

それで、具体的に実現可能ではないかということでお聞きしたいと思います。先ほどの農業委員会の事務局長さんにお話ししまして、これは農業委員会がお決めになることではありませんが、

現在の村上市の事業の中で可能な考え方であります。空き家つき農地制度というのを、日南町ですか。日南町農業委員会は、こういうテーマです。創造的過疎のまちで酪農生活を満喫しませんか。日南町農業委員会は、同町空き家バンクと連携し、空き家つき農地制度を始めた。バンク登録物件に付随する耕作地を取得する場合〔質問終了時間10分前の予告ブザーあり〕農地取得要件を従来の50アールから1アールに大幅に緩和すると。家庭菜園程度の小規模農業も営めるように環境を整えた、このように、これは新聞で掲載された事項であります。局長さん、いかがでしょうか。これは、農業委員会のなさることでありますから、必ずそうだとは言えないのしょうけれども、制度としては可能だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小川寛一君） ただいまの質問であります。この内容につきましては、初めに農地法の3条の中で権利移動の制限という項目がございます。その中で都道府県にあっては50アールに達するという条件がございます。平成21年度の農地法の一部改正によりましてこれが改正されまして、今おっしゃいましたとおり、農業委員会でその数値を引き下げられるというふうに制度が変わっております。当農業委員会でも、この制度を活用いたしまして、これまで3回基準面積の引き下げを行っております。

具体的に申し上げますと、地域別に申し上げますと、山北地区につきましては、法で定める50アールから20アールへ緩和をしている状況でございます。また、この制度につきましては、施行規則17条2項の中で10アール以下の面積も設定されるということが定められておりますけれども、これにつきましては、農地の適正な利用に図ることが必要である相当な程度遊休農地が存在する、あるいは総合的に勘案いたしまして、営農している農家への支障がないこと等の条件に基づきまして、さらなる緩和が制度設計されております。当農業委員会では、営農という目的で先ほど申し上げましたとおり、最小で20アールということで定めさせていただきましたけれども、おっしゃるとおり空き地対策等々の条件も踏まえまして、農業委員会のほうでさらなる調査あるいは検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） 私によく存じている方でも、やっぱり田舎暮らしということで空き家を求められて、見事な豊かな老後を過ごされている方がいらっしやいます。今はインターネットの時代ですから、新潟まで何とかたどり着けば、雪がなければ2時間ぐらいで東京まで行けるわけですから、この村上の地でその住宅に付随するような、1アールなんていうのは住宅についているような家庭菜園です。そういったものも利用できるような制度ができれば、これを上手にアピールというか何というか、村上の魅力、村上大祭が無形文化財になったり、すばらしいところなわけでありますから、ここで例えば朝日とか神林、山北には高速インターネットが入っているわけですから、

仕事もできると。いわば情報の高速道路は既にできているわけですから、そういった方にぜひ、いろんな業種が、一つの業種の人が集まってこないといいのが出てこないとかもあるらしいのですけれども、神林の人で関川に住んでいる方もいらっしゃいますけれども、自宅で自分で納得できる食べ物を耕しながら創造的な仕事をしてみたいと思っていられる方もいらっしゃると思いますし、定年後の豊かな生活ということで考えられる方もいらっしゃると思います。そういう人に門戸を広げて取り組まれたらいいかなと思います。総合的な話ですから、市長お願いします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 非常に興味深く拝聴させていただきました。これまでクラインガルテン等でそういう形で〔質問終了時間5分前の予告ブザーあり〕都市部との交流も含めながら、その農地を媒体といたしまして連携をしようというようなことも取り組んできているわけでありましてけれども、私が承知をしております関東圏からお越しの方も、週末いらっしゃるのですけれども、その屋敷の中にあるちょっとした耕作地を使っているいろいろと土いじりをしていると。これが非常にいい時間だということを話をしてくださったことがあります。今まさに竹内議員がお話をされましたという部分というのは、これまで農地というのはなかなか耕作地としてそれこそかなり高いハードルで縛りがかかっているわけでありましてけれども、そういう形で空き家つきのその農地という部分を使える。それも、少しそういう形で、例えばご夫婦お二人で土いじりをできるぐらいのところがあるよというの、これは非常に魅力的なのではないかなというふうに思っております。これにつきましては、先ほど農業委員会の事務局長のほうからお話が合ったとおりでありますので、私のほうからも、その農業委員会の会長さん含めていろいろの方とその辺の可能性を探りたいというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） 1点だけ忘れていましたので、フラット35という固定金利で非常にそれに対して、最初の答弁でいただいていますけれども、固定金利で、なおかつマイナス0.2の補助が入るので、ただとは言いませんけれども、とんでもない安い金利支援の、その住宅を購入するとかいうことで適用になるわけでありまして、ぜひともこの村上市が少子化対策あるいは人口減を食い止めて豊かに発展していけるように努力をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで竹内喜代嗣君の一般質問を終わります。

午後2時まで休憩します。

午後 1時47分 休憩

午後 1時59分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（三田敏秋君） 次に、10番、本間清人君の一般質問を許します。

10番、本間清人君。（拍手）

〔10番 本間清人君登壇〕

○10番（本間清人君） 新政村上の本間清人でございます。議長のお許しをいただきましたので、このたびの一般質問をさせていただきたいと思っております。

私の一般質問は3項目でございます。まず、1点目でございますが、笹川流れ夕日会館のその後についてであります。昨年4月18日に開催された平成29年第1回臨時会において、笹川流れ夕日会館の元指定管理者を提訴する議案が可決され、現在係争中と思っておりますが、その後約1年が過ぎようとしております。現在の状況と今後の見込みについて伺います。

2点目、除雪作業についてであります。ことしは全国的に大雪となり、特に北陸地方は記録的な積雪です。村上市管内においても、国道の通行どめや市内の至るところで雪による支障や被害があるようです。除雪業者や市の担当職員はその対応に追われ、毎日が大変だと思っておりますが、市内の住宅街では排雪場所の確保が難しい状況です。今後の対策を伺います。

3項目め、農作物について。ことしは、農作物の野菜が高騰しておりますが、村上市内での冬場の農作物などの生産状況はどのような状況でしょうか。

また、今回の大雪による農作物等への被害など報告などがあればお聞かせいただきたいと思っております。

以上、3項目でございます。市長答弁の後、再質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） それでは、本間清人議員の3項目のご質問につきまして順次お答えをいたします。

最初に1項目め、笹川流れ夕日会館のその後について、現在の状況と今後の見込みはとのお尋ねについてでございますが、笹川流れ夕日会館につきましては、昨年3月末まで有限会社笹川流れ夕日会館が指定管理者として施設の管理運営を行ってまいりました。同社は、指定期間満了後も営業を続け、建物を明け渡す意思がなかったことから、まことに苦渋の決断ではありましたが、昨年4月の臨時会での議決後、5月29日付で有限会社笹川流れ夕日会館を被告として建物明け渡し請求訴訟を提起し、7月と8月に2度口頭弁論がありました。その後は、5回の弁論準備手続が開かれております。訴状に対し、被告はこれまでの設備投資に基づく留置権などを理由に建物の明け渡しを拒み、設備投資に要した費用の請求などを主張しておりましたが、被告から設備投資に要した費用の請求については、建物明け渡しの件とは切り離し、別の対応を考えるので、建物明け渡し条件を

話し合いで解決したいとの申し出があったため、現在は明け渡しに向けた環境整備、条件整理に絞った話し合いを進めております。今後の見込みにつきましては、話し合いの結果次第で不確定な状況ではありますが、笹川流れ夕日会館は本市の重要な観光施設であり、かつ市民の大切な財産でありますので、一刻も早く建物の明け渡しをなされ、正常な状態となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に2項目め、除雪作業について。住宅街での排雪場所の確保は難しい状況であり、今後の対策はとのお尋ねについてでございますが、本年度は早い路線で11月から除雪作業が行われ、1月中旬からは繰り返し寒波が押し寄せ、今月の大雪もあり、記録的な降雪となっております。除雪業者は、休む間もなく作業を行っておりますが、除雪のおくれや道路幅員が狭くなるなど、市民の皆様には大変ご不便をおかけしております。排雪のための雪置き場につきましては、各区長に空き地等の確保をお願いしているところでありますが、議員ご指摘のとおり、住宅街では雪置き場の確保が難しい路線が多くなっております。今後の対策といたしましては、現地を確認するなどして新たな雪置き場の確保に努めるとともに、確保できない路線につきましては、これまでどおり路面の雪を道路脇に押すことができなくなった幹線道路から順次ダンプトラックによる排雪作業を行ってまいりたいと考えております。排雪作業には多くの時間と労力を必要とするところではありますが、引き続き最優先で市民の皆様の交通の確保に努めてまいります。

次に3項目め、農作物について。市内の冬場の農作物などの生産状況はどのような状況ですか。また、大雪による被害などの報告はないかとお尋ねについてでございますが、本市内のJAに入荷している今冬の野菜につきましては、1月で前年度と比較いたしますと日照不足・低温によりハウス内の温度が上がらず、生育がおくれているため、出荷数量が下回っている状況であります。また、大雪による農作物等への被害につきましては、2月19日現在、パイプハウスで5棟、畜舎で1棟の被害を把握しているところであります。今後も天候の悪化が予想されますので、関係機関とともに被害防止について周知と詳細な被害状況の把握を図ってまいります。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 市長、どうも答弁ありがとうございました。

それでは、項目順に再質問させていただきたいと思っております。昨年度の臨時議会におきまして、笹川流れ夕日会館、こちらが提訴されるという議案に対しましては、私たった1人反対をさせていただいたわけでありまして、あのときの経費は、140万円という経費が上がってきたわけでありまして、その後今市長の答弁からいきますと、2回口頭弁論があり、あと5回の陳述があったというようなお話でございますけれども、裁判費用的にはその4月18日、裁判費用というか、あれは弁護士さんに対する委託の料金だったような気がしますけれども、たしか140万円だったと思っております。それはどのようになっておりますか。その予算内で今のところ足りていて、それが続くのであれば、また来年

度予算にもその分はどこかで計上してくる補正になるのか、その辺お答えいただけますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（竹内和広君） 文書のとおり、140万円の予算だったかと思います。それについては、まだ直接弁護士の先生と交渉はしておりません。結果この後どうなるかというのは、詳しいところは聞いておりません。ただ、成功した場合、勝訴になった場合は、成功報酬という形が出てきますので、それについての具体的な金額の計算までは、まだちょっとしておりません。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 恐らく被告という言い方もあれなのですが、夕日会館側は夕日会館側で弁護士さんを立てられて、市側は弁護士さんを立てられて、いわゆるその当事者同士の今例えば市長ともしくは担当課の当事者と向こうの当事者である代表者との話し合いではなく、弁護士さん同士の話し合いしかなくなっていないのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（竹内和広君） それぞれ被告側、原告側とも代理人として弁護士の先生をお願いしておりますので、弁護士同士の話し合い、裁判官を交えての話し合いが主であります。いずれもこの弁論手続等も私ども職員も参加させていただきまして、向こう側の被告代理人からの質問あるいは裁判官からの質問には、市の姿勢等は発言をさせていただいております。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 今市長答弁の中に、これからのその行方については、建物明け渡し請求ということで、いわゆる今まで向こう側が設備投資していた金額等は別個として、その明け渡しに向けた条件方法で話し合いを進めていきたいのだというお話がございましたけれども、そういうことであれば、例えばその弁護士さんとの今の裁判を停止をして、当事者同士である市とその当事者である夕日会館代表と、1年もたったわけですけれども、今から直接のお話し合いをするというような気持ちは市長ございますか。

○議長（三田敏秋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（竹内和広君） 詳細な裁判の報告については、その都度市長のほうに報告しております。今提訴中の事案でございまして、裁判官のいろいろなご助言の中で原告、被告の中で最終的な詰めをどうするのかというところ、話し合いの途中でございまして、今ここで原告側がこうだというような形での発言は、ちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） そこで、きょう議長の許可をいただいて、皆様のもとに資料をお出ししたわけですが、その資料のこちらの資料ナンバー1をちょっとごらんいただきたいと思います。この1にあります8枚の写真プラス裏側にもあるのですが、まず若干説明していきますと、これ私が直接建物にお邪魔をさせていただきまして、少し写真を撮らせていただきました。1番目は、お

わかりになりますように、この夕日会館の全景であります、ちょうどその今夕日会館という丸いその真ん中の看板のところにバス停の看板ございました。今こうやってバスがとまっているような状況なのです。そうすると、そのバスを待っている間、結構長い時間このバスとまっておりました。そのバスを待っている方、もしくは乗る方がバスを待つ間は、やっぱりこの冬場ですので、夕日会館の中で待つという方が大変多いのだらうなというふうに感じております。そうすると、やはり夕日会館というのは、これはあくまで先ほど市長答弁にもありましたように、市の大切な財産であり、市民の大切な財産なのだというふうに言っているにもかかわらず、立ち退きしていないからとかは、その明け渡ししていないからそれなのだということなのか、それをちょっとお聞きしたいのですけれども、2番目に写っている写真、これは立入禁止の紙が張られていました。これは、屋上に行くところなのです。それが何で屋上に行ってはだめなのかというのがこの7番と8番なのですけれども、いわゆる屋上のフェンスが全部壊れて外されているのです。だから、屋上まで行きますとフェンスが何も無い状態だから、屋上には上がれませんという立入禁止の看板がこの2番目なのです。それと、3番目のストープは、これは1階の商品陳列しているところにあるストープで、空調が全くきかない状況の中で、今このストープを使っていました。4番目は、お客さんもいました。いたのですが、その中でこの4番目のストープ、これも空調がきかないがために、このストープを使って暖房をとっていました。5番目、これは2階の食堂、階段上がって左の和室の宴会場みたいな左側にあります。そこの奥に突き当たったのは、非常口ともなっているドアがこのように故障中、開放禁止、危険、さわってはだめですよみたいな、こんな状況なのです。それを同じ写真がその6番目もそうなのでありますが、人がそこに近寄らないようにわざとこのような椅子を置いてバリケードみたいにしてあるというような状況なのです。そして、裏を見ていただきますと、この裏の大きな左側の写真なのですが、これ食堂脇にありました厨房の隣にあります分電盤です。ちょっと写真が鮮明ではないのですが、1番上にこのアルミホイルをふにゃふにゃふにゃと配管のところにかぶさっている。これ何かといいますと、雨漏れでここに水が垂れてくるので、それを防ぐためのアルミホイルを食堂の方々が自分たちでこういうふうにしたのです。それを私がちょっと裏をのぞいてみましたら、この10番目なのですけれども、外壁が天井と屋根との真にこわ抜きされて、約30センチぐらいの穴があきっ放し。だから、外から直接鳥入ってもいいぐらいの穴がもうあきっ放しなので、当然ここから雨や雪が入ってくる状態でありました。

何を言いたい。確かに今その建物自体は係争中であります。相手も立ち退かない。でも、営業をずっと続けている。しかしながら、お客さんやよそから来た人に関しては、全く関係ない話なのです。ちゃんと食堂も利用されているし、ましてやバス停で待っている方々も、中で待っている方も多い。にもかかわらず、設備の今建物の状態がちょっと撮っただけでもこんな状況なのです。これは、係争中とかにも関わらず、本当なら市の施設なのだから、私は直すべきなのだろうと思っている。その辺いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（竹内和広君） 議員ご指摘の写真のうち私どもで、全部ではないですけれども、ほとんど把握をしている状況でございます。係争中といえども修理すべきだという議員のご発言は、ごもっともなことだとは思いますが。今テラスの話出ましたけれども、前々からの要求につきまして、平成28年度には1,500万円ぐらいかけて修繕はしてきて、平成29年度に向けてという話の中で、このような状況になって大変申しわけないとは思っておりますが、今後市の公共施設でございますので、今明け渡しの裁判のあれと同時に、この抜本的な施設の修繕等についても検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 平成26年度に第1回臨時議会でこの指定管理者に2回目の指定をしたわけですが、そのときの指定の中にこういうことがありますよね。その指定管理者業務仕様書、その中に設備日常管理業務及び設備定期点検保守業務、その中のアなのですけれども、（ア）、定期点検業務、電気工作物年6回、消防用設備（外観）機能点検年2回、総合点検年1回、自動扉、自動ドアです。自動ドア開閉装置年3回、（イ）、日常点検施設全般、これが入っているのですが、これはずっとその指定管理であった昨年の3月31日まで含めてなのですから、この回数の点検ちゃんとしていたのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（竹内和広君） 申しわけございません。今そのきちんと確認できる資料を持ち合わせておりません。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 後で用意してください。私もちょっと確認します。

例えばこの日常点検施設全般、またはその上にあります消防用設備外観機能点検年2回、総合点検年1回、これがちゃんとできていれば、先ほど写真にあるようなものは恐らく、これ昨年の3月31日、いわゆる4月1日、その問題が起きてまだ明け渡しをしない。指定管理あなた過ぎているのです。でも、営業はしています。その間に起きたのではないのです。その前からなのです、この穴も。そんなきのう、きょう入ったような穴ではない。だから、この条件に書いてある管理業務及び設備点検の保守業務というのは、この状況で書かれているのをしっかり市側がちゃんと管理して徹底した点検をやっているならば、こんなのがすぐ気づきます。まして、あれだけ屋上のフェンスすらない状況で今やっているのです。非常口とされているところがさわってはだめだなんていう扉あります。どうですか、その辺。

○議長（三田敏秋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（竹内和広君） フェンスにつきましては、昨年の9月だったと思いますが、大風で倒れて、指定管理者のほうからすぐ山北支所産業建設課のほうに連絡があり、応急措置でロープで

張りつけていただいたのは指定管理者のほうで張りつけていただいたというふうに記憶していません。私のほうでその山北支所の建設課の担当のほうに、あれ外すには高所作業の機械が要るものですから、すぐ業者のほうに手配させまして、若干時間はかかったのですが、9月21日に発生して、10月5、6、7の間にちょっと撤去をさせていただいたという経緯がございます。本来非常口のほうも、テラスあけ閉めがたしかできないということでの報告はいただいております。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 今確かに係争中でもありますので、余り深いところの話はできないと思うので、あれなのですが、例えばこの指定管理を受けていると同時に無料駐車場、いわゆる駐車場もその指定管理の中に入っていますよね、桑川駅前広場駐車場。笹川流れ夕日会館が1点と、2点目にこの桑川駅前広場駐車場というのも2つ合わせて公の施設として指定管理をこの業者受けたわけです。例えば今アスファルトでありますあの無料駐車場に陥没して穴があきましたといったら、当然すぐ直しますよね。

○議長（三田敏秋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（竹内和広君） 危険なものであれば、やはり直すべきというふうに思います。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 今係争中だから云々ではなく、ではこの今私が撮ってきた写真の中身の状況をこれどうされますか。もう立ち退いていただけない限りは、一切中私らも見ることができない。もしくは、あなた方としゃべらないので、このままの状態にするのか。それとも、いや、ある議員から議会でご指摘を受けましたと。なので、ちょっとその状況を見させてくださいということで直す方向に行くのか、その辺だけお答えいただけますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（竹内和広君） 一時に全部というわけにはまいりませんが、今までも修繕のほうは計画的にやっておりました。今この場ですぐ直しますということには、私のほうから答弁していいかどうかわかりませんが、担当課、所管課としては直せるものから直していきたいというふうに思っております。事業者のほうとも現地での、ことしも1件あったとき担当が出向いて話したケースもありましたので、その辺直し方等も含めましてちょっと検討させてください。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） いずれ結審になって明け渡しになるのですが、それにしても来るお客様に関しては、本当に何も関係ないのです。ましてや、あそこは駅と併設され道の駅にもなっている。そういう建物なので、それはやっぱりお客さんとかからしてみれば、何なの、この施設と言われるのは村上市なのです。だから、その辺だけの施設の管理はしっかりとやはりどういう状況であろうが、指定管理をしたところがどういう状況であれ、私はやっていただきたいというふうに思います。今さらなのですが、その指定管理を、私が何であの裁判に反対したかという、やっぱり指定管

理をするときに選定委員会を開いたわけではないですか。その選定をするのに、この公募によらずやります。でも、3年後は今度公募になるかもしれないという話もちゃんとしているのだから、相手側だってそのことはわかる。ところが、多分相手側勘違いしているのです。私ちょっと話した、社長と。もう公募になったら俺を外すのだと。もうよそにやる気なのなど。だから、俺のことは外す勘定でもう村上市はかかってきているのだと、そんな状況。だから、いや、社長、それは勘違いだと思います。恐らくではこれ公募にしたところで、もう二十数年も前から1,000万円という資本を5社かなんかで集めて株を持って、それで資本を持って有限会社夕日会館という会社つくっているわけではないですか。そのときは業務委託だったから、指定管理者制度というものがない時代ですから、これはそうすると株式会社まほろばさんと同じわけです。ああいういろんなその朝日商工会のメンバーの方々が出資を募って、それでまほろばという株式会社まほろばを設立して、それでそのみどりの里きれい館などを含めた中で管理運営をしていこうということをやったのだから、それをでは公募にしようが何にしようが、例えば県外も含めてやるということになったとしても、私としてはその委員会の方々がでは今までの二十数年の歴史、そういうのも無視して、ずっとやってきたのだけれども、東京のこの業者にしますなんていうことは、俺あり得ないと思うのだ。

例えばそうやって、これからみどりの里にしたって、新しく今構想をこの間全員協議会で出されたではないですか。でも、つくるのだったら、皆さんの意見の中でも、せっかくいいものをつくりたいのであれば、お金云々も確かに大切だけれども、やっぱりお客さんが来てこの施設はすばらしいねというようなものを建ててくれという意見が多かったわけでしょう。だから、そういうところは、やっぱり市側としてこの施設運営管理、またはこうやって副市長も前にこれから指定管理のやり方については、俺ずっと指定管理はだめなのだと言って、もう市町村の中でも全国的にも指定管理は一切やめているところだって今ずっと出てきているのです。こういう問題があるもの。だから、その辺も含めた中でやっぱり私ちゃんとこれから協議をするべきだと思います。真剣になって、これから本当に指定管理というのはどうなのだという。もしくは、昔みたいに業務委託みたいな形で指定管理に出したとしても、雇用の年数もあるわけだから、1人管理者みたいのは市から派遣して置くような形もいいと思う、私は。その辺、市長でもいいし、副市長でもいいですけども、どんなですか、答弁をお願いします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 今現在ある制度を有効に活用して、最大限の効果を生むということが必要だというふうに思っておりますので、その一つの手法として指定管理者制度、これが創設されたという理解でいます。

ただ、指定管理になじむもの、なじまないもの、当然あるのだろうというふうに思っておりますので、それは行政サービスの中のメニューをではどこでどういうふうな形でそれにしていくのかということを検討する、また検証するということが大切な視点だと思いますので、市でも取り組みを

進めたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） ぜひいろんな意味でお願いします。

また、夕日会館のその施設に関しましても、また前向きにご検討をお願いしたいなということを申し上げまして、1点目についてはこの辺で終わらせていただきたいと思います。

2点目です。皆さんも、ニュース等で当然知っていますが、冬は本当に大雪で例年の7倍の積雪量、1メートル50センチぐらい積もっているわけですが、村上だって例外もなく大変ことしは、1回消えたりというので、毎年降ったり消えてというのがありますが、どんと降ってそのままずっとというのは珍しいなと私も思っているのです。私も、南町の私の親があのように建ててもう40年近くなるのですが、雪おろしなんか一回もしたことがないので、私も雪おろしなんてしたことないわけですけども、ことしはこれ雪おろしせねばないかなぐらい思うぐらいの量でありました。その中で、おとといですか、尾形議員のほうからも、その除雪業者に対しては本当に衷心から敬意を表するというお話ありました。私も、本当にそう思います。寝ずにと言えば失礼ですけども、本当に昼夜問わず担当課の建設課長の中村課長にも何度も私もお電話させてもらったのですが、本当にいろんな方から電話も来て、苦情もあり、またどうするのだというようなこともいっぱいある中に対処していただいていることに本当に感謝しております。その中で、村上市のメールマガジンで高齢者の方のひとり暮らしとか、いろんなその近所の方、助け合いの気持ちを持って何とか皆さん手伝ってくださいよというメールが来ました。いいことです。いいことなのですが、ではそのメールだけで本当に善意の気持ちでもってやる人がどのくらいいるのだろうかということで、実は我々南町はそのメールを実践したのです。それがこの写真にあります11、12、13なのです。場所は、山居山の麓の下なのです。裏がこのちょうど11番目の山になっているところ、これ山なのだ、山居山。そこにひとり暮らしなので、市の補助金を使って雪おろしの業者を頼んだのです。そうしたら、その裏のほうに全部雪をおろしてしまったものですから、そのおろした雪のまた排雪まではその業者がしないので、何とか区長さんに頼んできて、もう今南町2丁目には私もその中の一員としてやっている青年会というのがあるのでですけども、その青年会に何とか人力かしてくれないかということで、10日ぐらい日曜日の日にそこに集合して、それでその家の下にたまっていた雪を、この12番目の真ん中に高齢者の方いらっしゃいます。こういうふうに道を我々で、ここもずっと同じこんな高さの山の雪で、この壁まで積もっていたのです。それをそこにガスタンク、それに灯油のタンクがあって、そこまでも行けないような状況でしたので、そこを我々でこの排雪作業をして、それで1回この山に上げて、この13番目みたいにこうやって全部道を広げた。その雪をこの左側の山に上げたやつを今度11番目で山の上にいる人間がその雪をまた山の上のほうに上げていくという、こういう作業をやったのです。

これは、やったのがいいとか悪いとかではなくて、やっぱりそのメールを流したり、私がここで

しゃべっているなんて勝手ですよ。ところが、実際的に本当はどうなのだろうということをやれば、こうやって本当にそのことを実践してやろうではないかという町内に関しては、やっぱり前々から船山課長や五十嵐課長がまだ課長時代から私ずっと言っていた。その業者にだけ委託をするのではなくて、個人で持っている人がいろんなところを、駐車場にしても個人でやっている方がいいのではないか。そういうところにも、これだけ大変になったのだから、頼んだらどうなのだろうということと言ったら、保険の問題がある。委託の契約がある。あとは、その協力業者との取り決めがある。なかなか難しいというような話はしていましたが、でも我々はこの人力でやる分には自分のボランティアで自分の体使うだけだからいいです。でも、重機を持ってボランティアといったって、やっぱり今ガソリンが高騰している中、ましてや爪だって、エッジというのでしょうか、あれだっていずれはかえていかなければいけない。それも、全てボランティアの人には、協力業者の方々にはその分は無償交換していて、ボランティアでやっている方々はボランティアでなんていうのは、これはちょっとやっぱりおかしいのかなと。その辺の実態なんかはどんなものなのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（中村則彦君） お答えします。

私どもで今把握をしている段階では、市のロータリー除雪の、これは言うとおりでございますけれども、その除雪車の補助制度を使いまして、そちらのほうで今ほどおっしゃいましたように、私道とかあるいは市道あるいは公会堂の駐車場とか、そういうところの除雪をしていただいている集落、団体の方は、約10団体ほどございます。そのほかには、国土交通省のそのボランティアサポート制度を使って歩道除雪している団体が1団体と、県の同じようなそのサポート制度を使って除雪している団体1団体、この1団体がおります。これは、ほとんどボランティアでございます。今のところ私どものほうは、市道もしていただいておりますし、そのほか町内の公民館とか、例えばお年寄りの世帯のうちですとか、さまざまな使い勝手でもって除雪をしておられる、方々の名だけ把握している状況でございます。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 前にも中村課長にちょっと私お話ししたことがあるのですが、そういったものを直接市との契約でガソリン代ですよとか、手間賃は別として、例えばやっぱり道具ですから、いずれ壊れたりもします。それだけ使っていれば、当然刃も減ってくるわけですから、そういったお金に関してぐらいは出してもいいのではないかなということをお私言ったときに、何とか町内から申請を上げていただいて、市に。それで、町内にその分の資金を落として、町内からその方々にほんの少ないかもしれないですけども、ちょっとしたそのガソリン代や経費分を捻出するような方法できないかというお話ししたことありましたよね。その後は、そういったお話はどういうふうになっていますか、今町内では。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（中村則彦君） 今ほど議員のお話、何かその燃料代とか修理代の話でございますけれども、市の小型除雪車への補助制度のほかに、その燃料代等の維持経費に伴う費用の負担の制度もございます。それ、実際町内会からの申請等で、1万円を限度にしているわけでございますが、その1万円が若干ちょっとほかの町内、集落では余計かかっているというお話もありましたものですから、そこら辺は総務課のほうと協議している最中でございます。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） さまざま議員からご指摘ありまして、この大雪で各町内のその除雪経費につきましては、多額な費用にかさんでおります。ガソリンも高騰してございますので、何とか1万円ではなくて補助を上げてくれないかというふうなご要望もありますので、前向きに要綱を改正しようではないかということで今進めております。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） ぜひよろしくお願ひしたいなと思います。

後段から出てくる議員さんの中でも、除雪のその公の、今市役所の駐車場どうなのだというのもありましたが、その辺はちょっと私控えてその人にやってもらいたいのですが、教育長、実は村上第一中学校で最近こういう事故あったのです。体育館のところに玄関あるではないですか、村上第一中学校体育館。あそこの除雪がされていなくて、日曜日の部活活動に行くのに生徒があので入り口から入れなかったのです。校舎からあそこの体育館は入れないのです、シャッターを閉めてしまうから。あの玄関でしか体育館には出入りできない。でも、そこが除雪されていないがために入れなかったという事例があって、それを何とかみんな親とかもやって入ったのですが、またまたその入ったその日に柔道部なのですけれども、事故起きてしまって、子どもが手を骨折してしまった。そうしたら、救急車が今度入れないから、道路脇に救急車をつけて、それでみんなで担架でフェンス越しにその生徒を救急車に乗せたという報告受けていますか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 教育事務所から連絡入っておりませんでした。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 連絡入っていない。

ああいう除雪の場合、当然どこか業者さんに出しているのでしょうかけれども、駐車場として職員の駐車場、あとは生徒玄関正面、イオンさんの隣ですよ。あそこのところはやられるのですが、その裏のほうは全くしていないような状況だというふうに私は聞いたのですけれども、そこはその除雪の範囲の中には入らないのです。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 例えば土日、週休日に催しをする、部活動も含めてだと思っておりますけれども

も、そのようなときに除雪が必要な場合は、前もって必要な箇所を依頼するということになっていると把握しておりますので、そのようなことが徹底されていたのかどうか、今後確認していきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） ぜひ平山校長とも確認して、今私あそこの学校の評議員もやっているものですから、その辺を確認しながら、何で報告行っていないのか不思議でしょうがないです、救急車も呼んだ事例なのにもかかわらず。ぜひ把握してください。それで、その状況もやっぱり見ていただきたい。

公の施設、先ほどのその施設の話もそうなのですが、やっぱり自分の目でも確認するべきだと思います、ちょっと広いですが。各学校がどういうふうになっているのか、公の施設がどういうふうな今状況なのか。電話で頼むとかそういうことばかりでもなく、やはり忙しいのですが、本当に忙しいのわかるのですけれども、ちょっとした時間の中で確認して写真撮ったりとかという作業も1回したほうがいいのかと思いますので、ぜひよろしく願いしたいなと思います。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 今きょうここに来る間でも、村上小学校の前の歩道とか、まだまだ雪が高く積まれているのです。やはり子どもどうしてもそういうところ上がったりする可能性もありますので、今議員ご指摘のとおり、でき得る限り細かく自分の目で把握していきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 最後に建設課長、ちょっと確認しておきたいのですが、道路除排雪委託条項という中に、除雪作業の形態、区分が車道除雪、運搬排雪、歩道除雪、その中に作業形態が委託の場合、乙の除雪機械及び作業員で除雪作業を実施。乙というのは、多分その市から契約した業者だと思うのです。あとは、貸与委託というのが甲の除雪機械を乙に貸与の上、乙の作業員で除雪作業を実施、これが貸与委託。借り上げ委託というのは、今度乙の除雪機械及び作業員で甲の指示により除雪作業を実施という、この3つの区分に、ほかに雪道巡回とか凍結防止散布とかいろいろあるわけですが、除雪のこの3つの〔質問終了時間10分前の予告ブザーあり〕区分で、今どの区分が何社とかという実態はわかりますか。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（中村則彦君） 申し上げます。

市の保有機械で業者のほうに貸与して除雪している形態が市保有のやつで32台、そして市がリースを受けて、そして業者のほうに委託しているパターンが50台で、合わせて82台でございます。そのほかに、今ほど申し上げた業者が保有して市のほうでその業者保有機械を使って除雪を依頼しているものが87でございます。そんな状況になっています。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 毎日これだけの雪降って、業者さんも除雪作業に関しては大変苦慮しているし、大変な思いで、本当に頭の下がる思いなのでありますが、ちょっとインターネットなんか見ている方からも、このことを聞いてくれなんていうことでちょっと来たので、どうしても私も余り言いたくないのですけれども、除雪やっている業者の方が一生懸命なので。ローダーとかの脇に国土交通省、新潟県もしくは村上市というレッカー張ってあるのは、恐らく市が保有する32台に張ってあると思うのです。もしくは、リースしたところもシールだけ張る、マジックシートで張る場合があると思うのですが、そのリース代から何から市が貸与しているわけですよ。例えばあるスーパーの駐車場の除雪に、村上市というステッカーの張った除雪機が入っているという話なのです。いやいや、それ言ってくれと言われました。それはどんなものなのでしょう。

今話を聞くと、リース料は市がリースをして業者に貸している台数が50台と言っているわけです。多分この50台も含めた、これは例えばいろんなリース会社から重機を借りているわけですが、そこに村上市と張ってあるわけですから、それを個人の資産のところに、多分個人から契約しているわけですよ。市が委託しているわけではないはずで、多分。例えばの話、何々パチンコ屋さんの駐車場やったりというのがもしあったとすれば、それはどうなのでしょう。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（中村則彦君） 今ほど議員おっしゃるとおり、市保有機械とリース合わせて82台、こちらは村上市というふうなステッカー張ってございます。業者保有機械につきましては、何とか組とか何とか建設というふうな機械、あるいは何とかリースと張られておるかと思えます。その機械が個人の施設あるいはほかのところでは何らかの形で回転するとか、そういうふうな、直接の除雪でなくて別な用途でそこにあったのか、そういうふうな形でしかちょっと考えられません。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 余り時間もないので、そのことはこの辺で終わります。もしそういった実態があったら、いや、どういうのだろうかななんていう人が、ちょっと除雪、おまえ今回の中に除雪作業というのが項目にあるから、そんなことも聞いてみてくれなにかなんて言ったので、ちょっと聞いてみました。

最後に、これ最後の除雪の質問に移りたいのですが、国土交通省、新潟県、村上市、そのステッカーを張った除雪機国道であれば国土交通省であったり、新潟県道であれば新潟県という除雪機が入っているわけですが、当然やる方は業者でやっているわけですよ。例えば国土交通省、新潟県、村上市、この3つを全部契約してやっている業者は、村上には何社ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（中村則彦君） 国土交通省と県と市全部というようなことになると、かなり大手の会社かなと思います。何社というところまでは、ちょっと把握してございません。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） わかりました。また、後で細かいところは、課長といろいろまたお話しさせていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それではあと3項目め、ちょっと今回の項目3つとも〔質問終了時間5分前の予告ブザーあり〕私が直接やっているわけではないのに、一丁前のこと言っているななんて言われそうなので、農作業についても、田んぼも入ったことない、畑一つも持っていないおまえが余計なこと言っているなと言われると思いますので、余りそういうことを言いたくないのですが、ちょっと1点だけ、皆さんに資料渡したこのナンバーツターの資料なのですが、これいや、俺ちょうどT O K I Oだかがやっているテレビ見ている、このやっているところは長野県の小谷村なのです。糸魚川との県境にある、ちょっと前震災か、何か災害もあったようなところだったのですけれども、紹介されていたのは、その農業従事者7名か8名紹介されていまして、そこに女の子1人いたのです、27だか8。その子は、埼玉からそこに移住をして今農家をやっている方なのです、独身の女性の方。そこが何がやっているかという、10月、11月に収穫できるキャベツをそのまま収穫しないで雪の下にずっと育てておくのです。そして、その雪の下に育てたキャベツが普通のより大体1.5倍ぐらいの大きさになるのだそうです。T O K I Oの人、それ生で食べて、いや、甘くておいしいと言って食べていました。それが地元で販売されると1玉550円なのです。やっぱり高い。ちょっと高いのですけれども、これが地元の550円ではなく、付加価値をつけて通信販売、これ私も1回今度買おうかと思ったら、もうことしの分はありませんと言われてしまった。やっぱりテレビで大反響で、もう全部予約でいっぱい、ことしのそのキャベツの分は一つもありませんので、出荷できません。下にありますこの発泡スチロールの箱にこの玉を1玉入れて、それで誰もお金かからない自然の降った雪をスコップでその箱に詰めるのです。満ぱんに詰めて、ふたをして密封して宅配で送ってやるのです、雪つきで。それは、そうすると1玉2,500円になってしまうのです。でも、すごいでしょ。550円で地元で買えるその玉が、ただ自然のお金もかからない自然に降った雪を利用してこのキャベツを送れば2,500円、送料別で。いや、これいいなと思ひまして、いいななんて言って、おまえもキャベツついたり農家でやれば、議長なんかイチゴつくて、おまえ何もしないで言っているななんて言われるかもしれないですけども、いや、本当いいなと思ったのです。だから、何かの機会にここに視察なんかも行ったり私もしてみたいなと思うところでもありますし、そういった状況で、例えば大雪だ、大雪だと言っている、こうやって自然の雪を詰めて送ってやってお金ももらえるのだから、こんないいことないですよ。村上の排雪場所なかったら、本当に村上も雪をどこかで買ってくれるなんていうことがあれば、それこそそれにいいことになるのだなと思うのですが、農林水産課長でもいいですし、農業委員会事務局長でもいいですが、これどんなでしょう、当然このキャベツのことは皆さんもご存じだとは思いますが。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山田義則君） 今議員の資料を大変貴重なものと拝見させていただきました。私も農林水産業におきましては、いわゆる集積とか法人化で効率化を目指しています。その効率化で余った労力をこのような付加価値をつける方向性を見出すということは、非常に重要なことかと思っておりますので、一つの参考事例として今後検討していきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 高根集落のフロンティアの方とかも、いろんなことを試作されたり一生懸命やって、お酒の雪中貯蔵酒でしたっけ、ああいうのも大洋盛さんとかいろいろやっているわけですが、本当にそういった自然を利用した中でもいろいろあるのだなと私も勉強になりました。ぜひこれからいろんな形で頑張っていたきたいと思っております。

これをもちまして私の一般質問終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで本間清人君の一般質問を終わります。

午後3時5分まで休憩します。

午後 2時48分 休 憩

午後 3時04分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（三田敏秋君） 次に、11番、川村敏晴君の一般質問を許します。

11番、川村敏晴君。（拍手）

〔11番 川村敏晴君登壇〕

○11番（川村敏晴君） 市政クラブの川村敏晴でございます。本日最後5人目でございます。皆さんもお疲れのようでございます。私も疲れておりますが、力を振り絞って一般質問させていただきたいと思っておりますので、もうしばらくよろしく願いいたします。

私の通告は3項目でございます。それでは1項目め、（仮称）村上市スケートパークの運営方法についてをお伺いいたします。昨年12月に建設本体工事と機械設備工事の入札を終えて、いよいよ（仮称）村上市スケートパークの建設がスタートいたしました。予定どおりなら、平成31年4月からは利用開始となり、運用準備に残すところ約1年となります。私に対しても、（仮称）村上市スケートパークの運営方法に対する質問が多く、多くの市民やスポーツ関係者から寄せられております。（仮称）村上市スケートパークの運営のあり方についてお答えください。

2項目め、村上市のバイオマス発電事業に対する考え方について伺います。昨年12月には、関川村で加藤弘関川村新村長が誕生しましたが、前村長時代から取り組んでいるバイオマス発電事業も、事業化の道筋が立っていないようです。また、昨年示されました平成30年度税制改正大綱では、森林環境税（仮称）が平成30年には法案化され、各年度の譲与額が市町村及び都道府県合わせて、平

成31年度200億円が段階的に平成45年には満額の600億円の規模となることが見込まれております。さらに、関川村との定住自立圏形成協定の観点からも、村上市と関川村を拠点とするバイオマス発電事業は、森林整備を進める上で森林資源のリサイクルは不可欠なものと考えられます。市長のお考えをお聞かせください。

3項目め、乾杯条例施行後の市の取組状況についてお伺いします。昨年第1回定例会で議員発議により提案、全会一致で可決され、同年4月から施行された村上市地酒等による乾杯を推進し、村上の食文化を振興する条例ですが、施行後の本条例の運用はどのような状況に至っているかお聞かせください。

市長答弁の後、再質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） それでは、川村敏晴議員の3項目のご質問につきまして順次お答えをいたします。

最初に1項目め、（仮称）村上市スケートパークの運営方法については、教育長に答弁をいたさせます。

次に2項目め、村上市のバイオマス発電事業に対する考え方について、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設が平成30年度税制改正大綱に明記され、段階的に地方自治体へ交付されることとなるが、関川村との定住自立圏形成協定の観点からも、本市と関川村を拠点とするバイオマス発電事業は、森林整備を進める上で廃棄される森林資源のリサイクルに不可欠なものと考えられないかとのお尋ねについてでございますが、木質バイオマス発電は、森林環境の保全に貢献できるほか、地球温暖化の原因となるCO₂の排出抑制にもつながるものと考えております。また、林地残材や製材端材等の利用が図られ、森林整備を進める上でも有効であるものと考えているところであります。関川村で計画されております木質バイオマス発電事業は、燃料として間伐材を初めとした大量の木質バイオマス資源を必要とすることから、本年度着工された森林基幹道岩船東部線を活用することで森林施業の効率化を図り、素材生産を加速させながら、村上岩船地域で発生する未利用材を供給する計画となっております。木材利用の促進や森林整備につきましては、平成31年度から段階的に譲与される新たな森林環境譲与税（仮称）の有効活用を図りながら、森林資源をもとに地域経済と環境保全が両立する持続可能な地域循環型林業を実現する仕組みづくりが必要であると考えているところであります。

なお、本市における再生可能エネルギーの事業化推進につきましては、これまでも事業者からの提案を受けて検討や取り組みを開始しており、木質バイオマス発電に関しましても、同様の取り組み方で考えております。

次に3項目め、乾杯条例施行後の市の取組状況について、昨年4月施行後の本条例の運用はどの

ような状況になっているかとのお尋ねについてでございますが、昨年4月から施行されました村上市地酒等による乾杯を推進し、村上の食文化を振興する条例、いわゆる乾杯条例につきましては、市の外郭団体や地元商工業団体などでの寄り合いの折に、地酒等地元産飲料を使用しての乾杯に触れる機会が多くなっているものと感じておりますが、一般市民及び観光客の皆様への周知につきましては、いまだ知られていないのが現実であります。また、地酒等による乾杯を推進することをきっかけとして、本市における今後の産業振興や物産振興が図られること、大変期待しているところでありますが、広く普及するには時間を要するものと考えております。条例でございます村上の食文化は、本市の貴重な観光資源の一つでもありますので、今後は食に触れる、食をアピールする機会に食とセットとした普及に取り組んでいく必要があると考えておりますので、議員各位におかれましても、より一層の普及にご尽力賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上であります。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） それでは、川村敏晴議員の1項目め、（仮称）村上市スケートパークの運営方法について、平成31年4月から利用開始の予定であります。運営のあり方はとのお尋ねについてでございますが、施設完成後の管理運営方法につきましては、指定管理者制度の導入を考えており、現在その準備を進めているところであります。（仮称）村上市スケートパークについては、国際競技に対応した施設であることから、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、大会や合宿の誘致、施設のPRを行っていくこととしております。また、ジュニア選手の発掘・育成、学校教育との連携事業、市民向け運動プログラムの開発などの事業の推進については、市内の総合型地域スポーツクラブやスポーツ関係団体、有識者等による検討委員会において検討するとともに、事業推進への協力をお願いすることとしております。

なお、企業及び事業所等へは、引き続き企業版ふるさと納税による支援をお願いするとともに、施設運営においては、施設の名称にスポンサー企業の社名やブランド名を付与するネーミングライツ、また企業の広告看板設置の導入なども視野に入れながら検討してまいりたいと考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○11番（川村敏晴君） ありがとうございます。

それでは、1項目めから再質問させていただきたいと思っております。（仮称）村上市スケートパークの運営、運用です。これについては、ただいま教育長からご答弁いただきましたように、指定管理制度を活用して運営を考えているというふうなことでございますが、これについては、昨年6月定例会で同様のスケートパークの運営についての一般質問したときにも、市長答弁で指定管理制度を導入し、市内各種スポーツ団体、関係団体などとの連携と本市のスポーツ事業全体に有益となる手法を検討し、全体の検証の後施設運営計画を示すというふうな、6月時点でこのようなお話で、今

のご説明だと全く進展がないのかなというふうを受け取れますが、冒頭通告でも申し上げたとおり、市民の中ではこの巨額な投資が村上市の財政、今後の市政運営に大きな問題となるのではないかなという疑念の声も上がっていることも事実です。私は、市長が再三言われているように、メダリストを輩出したこの村上市の一つのスポーツの拠点として国内、世界に発信できる施設というふうなことで大きな期待を抱いておりますが、それにつけても開園、開設あと1年を残すところで、このような段階でまだ運営主体そのものも名前も挙がってこないような状態では、果たしてどうなのだろうというふうな不安があるのですが、いかがなあれなのでしょう、具体的なその施設運営に対してのもっと細かいところに作業入っているのだろうと思うのですが、我々の、市民の不安を払拭するようなご答弁はいただけないのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 現在先ほど答弁の中にもあったのですけれども、管理運営に関する検討委員会設置要綱を設けました。それに基づいて現在委員を選定し、できれば3月中に委員会を立ち上げられるようにし、先ほど述べたような具体的検討にできるだけ早く取り組んでいきたいと考えているところです。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○11番（川村敏晴君） 現在指定管理にはするのだけれども、運営母体そのものは白紙であるというふうな捉え方でよろしいのでしょうか。昨年の6月の定例会の答弁ですと、市長はスケートボード競技に特化した中心的な施設になり、そのノウハウを持っている団体で運営を円滑を行うことのできるこれらの方々との連携は絶対必要であると、このようなご答弁をされているのですが、今市内のその運営準備委員会を3月に集められたとして、この1年足らずでそのような団体との連携というのがどこまで摸索、提携までこぎつけるのかというようなところが非常に不安視される場所なのだけれども、具体的にそのスケートボード競技に特化したの方々、団体というふうなところ、方々は、どのようなところをイメージしているのかということはお聞かせ願えないのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（板垣敏幸君） お答えさせていただきます。

管理運営の組織につきましては、以前の答弁の際にもお話を申し上げましたが、市内の体育団体ということで、具体的には市の体育協会、それから市のスポーツ少年団、これらの団体、それから市内の総合型スポーツクラブです。それから、そのスケートボードの部分ということで、スケートボーディング連盟さん、それぞれが団体としてあります。6月の議会の際にお話をさせていただいた後に、各団体さんのほうから意見聴取というようなことで、市側のこの施設についての説明、それから運営方法等々今後皆さんと検討していきたいというようなお話をさせていただいております。その中で、それらの団体さんと今ほど議員おっしゃるように連携した形でどのような施設管理、もしくはその方々がその管理に携わらないにしても、どのような施設管理が望ましいのかというよ

うな部分につきまして内部で検討をさせていただいております。その中で、その骨子となる案を現在つくらせていただいております、それらも先ほど教育長申し上げましたが、3月中ぐらいにはその検討委員会のほうにこちら側の案というものを一旦お示しをさせていただきたいというようなことで考えております。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○11番（川村敏晴君） いろいろご検討中であるというふうなご答弁ではありますが、スケートボードの競技性、スケートボードだけではないのですが、スノーボード、昨今のオリンピック種目に挙がる競技。ただ、今回この村上市で建設するのは、あくまでも室内競技ということで、スケートボードということになるのでしょうかけれども、これらの競技については、非常に従来よりもっとスポーツビジネスといえますか、スポーツショービジネスにつながってくる感覚が非常に強く私は感じているのですが、市長もそんな感性をお持ちなのではないかなというふうなことを感じてはいるのですが、そう考えると、一つのこの村上市の商工観光の拠点ともなり得る施設だろうというふうには私は捉えています。そうすると、スポーツビジネス的な要素の高い施設になってくるわけですので、端的に言いますと、平野歩夢選手の2回のオリンピックの功績に非常に頼ると言えば変ですけども、そのネームバリューを活用させていただくような運営方法が非常にベターなのかなというふうなところから考えれば、率直に申し上げますと、ネーミングライツのことも考えれば、彼が今スポンサー契約していると言われるバートン社ですか、その辺に直接運営のノウハウだとか、ネーミングライツの営業といえますか、そういうふうなことは実際行ったり考えたりはしていないのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（板垣敏幸君） バートンさん、スケートボードのメーカーでございますが、こちらのほうに直接問い合わせ等々しているということはありませんが、国内のスポーツメーカーさんでありますとか、そういうふうな管理運営等々行っているメーカーさんも多数ございますので、そういうメーカーさんからは、いろいろと意見聴取であるとか情報提供はいただいて、それらを参考にしながら現在その先ほど申し上げました骨子案のほうに、作成に生かしているというところがございます。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○11番（川村敏晴君） 今回の一般質問でも、平野選手の栄誉をたたえて栄誉賞というふうな質問も出ていますし、また代表質疑でもそのような質問がなされています。今この施設を国内外に、海外にも向けて売り込もうとするような、旬の時期でないかなというふうに思います。その栄誉賞を活用するのも1つでしょうけれども、今平野歩夢選手のこの栄光をしっかりと発信するには、やっぱりそれに聖地となる施設を今村上市で建設始めたのだと。ここに皆さんネーミングライツでどうですかというふうな、言い方こんな言い方しか知らないですが、営業活動をトップ営業してもいい時期

なのではないかと思うのですけれども、市長どんなふうにお考えですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） どういったところが根拠になって疑念を抱かれているのかがちょっとわからないのでありますし、またこの管理運営のものが例えば1年あればいいのか2年あればいいのか3年あればいいのか、3カ月ではできないのか、その辺のところのもしご知見がございましたらお知らせをいただきたいというふうには思いますが、もう既にそういった各メーカー、特に、スケートボード、スノーボード等を中心としたトップメーカーへのアプローチの方策でありますとか、またこれは公共の施設でありますから、公共の施設としての側面として、地域にあるそういうスポーツ関連団体また社会教育団体、そういったものの意向が反映されるような仕掛けでやっぱりこの施設を管理運営していくのが必要だろうというふうに思っているわけでありまして、そういったところを今進めています。

それと、先ほど議員からお話のありましたそのショービジネスの部分は、私も極めて同感でありまして、これはやっぱりしっかりと例えばXゲームの興行が打てるような、そういう仕掛けも含めて共存できる、公共の施設であると同時に、そういうショービジネスでも存分に使われるような、そういうものとしてつくり上げたいということは、この計画そもそも当初からそういう視点で物事を進めているというつもりでありますので、何とかして平成31年春のオープンに向けては、そういうふうな形のものでしっかりと描けるようなものにしていきたいというふうに思っておりますし、当然各メーカーに対してのアプローチは、今準備をして始めるというスタンスではいます。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○11番（川村敏晴君） まず、本当に期限についてですが、15億円以上に上る、その設計も含めれば、この巨額投資の施設の運営をしっかりとやっていけるのか。箱物は建てたけれども、閑古鳥が鳴いて、特殊なスポーツ施設なので、そこに利用者が来なかったらどうしようかというのが素直な疑念の声です。それを払拭するために、こういう計画で今建設が始まって、運営はこんなふうにするのだよというふうな目に見えたその運営方法、これは出てきていないものだから、いろいろ心配のネタになっているというふうなふうに私は捉えながら……

○市長（高橋邦芳君） そういった向きもあるかもしれませんが、机上の空論で、イメージで言うことはいかようにもできると思います。でも、これを実態に即して、必ずこういう形の効果を生むのだということまでブラッシュアップをしていかなければならないのだろうというふうに思っています。その作業を今精いっぱい各課含めて、これは村上市にとっても最優先の事業であります。ですから、いわゆる全庁体制で取り組んでいるというつもりで私はおりますので、その辺のところはしっかりとこれから進めていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○11番（川村敏晴君） その市長の覚悟のほど、それに伴って村上市の職員の優秀な能力を結集した

運営体制がそのうちオープンになるだろうというふうな捉え方でお待ち申し上げるしかないかなというふうなことで、今回の一般質問については、この件については以上とさせていただきますが、その中でも一日も早くその運営のあり方を知らしめていただきたい、こんなふうに思っております。

それでは、2項目めの村上市のバイオマス発電事業に対する市長の考え方ということです。この木質バイオマスの必要性、有効性については、今市長も評価を述べられているところではありますが、本音で私聞きたいのは、関川の新村長と今関川村が前村長から取り組んでいるこの事業に対して、私も新しい村長さんにどういうふうにお考えなのかお聞きしたい思いでアポもとって見たのですが、なかなかちょっとお会いはすることができなかつたのですが、市長として関川新村長とはお会いになっていましたか、

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 就任後すぐでありますけれども、お会いをさせていただきました。加えて申し上げますと、この件に関しましても少し話をしたことありますけれども、3月の定例会の中で自分の方向性を示したいというようなお話は伺っております。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○11番（川村敏晴君） 聞きたいのはその辺で、通告で申し上げたとおり、森林環境税のほぼ成立が確定したという、その譲与税の分配の流れも具体化して、きょうの一番手の本間議員からもいろいろと説明ありましたので、中身は省きますが、この流れを受けてその恩恵を受けるであろう村上市、そして関川村、我々森林面積からいけばいろいろ市町村は合わせたほうが有効的なバイオマス資源が得られるわけですし、また先行することによって胎内市、新発田市も含めてその森林の整備を円滑に進めていく税金が確定していく中で、発生してくるその未利用材のこの活用、これはやはり早く着手しておいたところのほうが有効的なその森林リサイクルの恩恵を受けることになるのではないかなというふうな思いで市長に、関川村がどうなるかというのは、我々も隣に設置する自治体としては無視はできないことだと思っておりますが、早目にその辺、3月議会終わって早々にでも関川村長と面談され、自立圏の間柄でどちらが先行しようとも協力関係を進めていくというふうな考え方で話を進めていっていただきたい、こんな願いで今質問させてもらっていますが、いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 私も、ぜひそういうふうな形で、この地域が一体となって例えばバイオマス資源を活用した発電事業をやってもいいわけですが、進めていければいいなというふうに思っております。早急に対応させていただきたいと思っておりますが、いずれにしましても関川の村長さんのご意向をご披露いただいた後に対応をしていきたいというふうに思っております。

また、議員ご指摘のとおり、このエリアとして面で捉えてやはりここにある材をしっかりと活用していくということが大切であります。これは、各森林組合でもう既にその供給量的なものについてもシミュレーションしているわけでありますから、これをやはり回すことによってしっかり経済

が動いていくということにつながります。待てば待つほどその経済の動きが遅くなるわけでありま
すから、これは早急にやっていきたいなというふうに考えております。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○11番（川村敏晴君） 昨年10月に経済建設常任委員会で行政視察をさせていただいた先に岡山県の
真庭市、こちらにお邪魔していわゆるバイオマスタウン構想と銘を打って地域の廃棄物、木材系が
主でありましたが、これの利活用でしっかりとしたそのバイオマス発電事業の成功例、ここまでい
けば大したものだなと思うくらいの成功例でありますし、そこには自治体、真庭市のバイオマス発
電株式会社に行政も出資者として出資し、メニューはここは大きな森林業者さんが入ってはいるの
ですけれども、市のほうに建設初年度で配当が360万円、そして余剰金から1億円の寄附をというふ
うなことで、非常に素晴らしい実績を提供していると。当市に比べれば、森林面積もさらに大きい
ところではありますが、しかし決して村上市、関川村合わせてそれにそれこそ引けをとる面積ではな
いと。しっかりとした森林整備を行うことによって、やはりこのような事業をやっていけるのだろ
うという民間参入を促すことができるのではないかと。その民間参入を促せるような地盤づくり、こ
れをやはり環境税の導入により譲与されてくるこの税金をしっかりと目に見えるような形で活用して
いていただきたい。風力発電についても、まだその委員会を残すというのは今回主体となった事
業体が撤退したとはいえ、やはり着目したメリットのあるエリアであるということには変わりない
わけですから、そこに新たな参入の話が出てくるとも限らないと私も思っていますので、それと同
様にやはり低酸素社会の実現に向けて、また森林の開発に向けてしっかりと道筋を将来に向け
て構築していただきたい、こんなふうに思っておりますので、そこをまず第1の扉は関川村
さんとの協議といたしますか、そういうことだと思っておりますので、市長にはぜひ早々に対応していただ
きたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 非常に岡山県真庭市さんは成功事例として、材にはあちらのほうがヒノキ8
割の杉2割ということで、我がこのエリアとはまた逆の状態でありますけれども、実は真庭の市長
さんと高知の知事が共同代表されておりますCLT協議会、我が村上市も加盟をさせていただいて
おります。新潟県ではまだ少ないのですけれども、そんな形でいろいろとこれまでのお取り組みな
なんかも拝見をさせていただきました。私も、たまたまそのCLT協議会、全国市長会のその研究
会の活動で真庭市にお邪魔をさせていただきました、あそこにちょうどバイオマス発電事業と道路
を挟んで銘建工業さんがCLTの工場を持っておりまして、少し下がったところにその材の集積場
所があるという、あのエリアで全部それがサイクルしているという、非常に我々が森林産業をこれ
から成長産業化させていくときのサプライチェーンをまさにあそこで全部見えるというような形で
つくり上げられていました。庁舎につきまして、その中でバイオマス発電機で庁舎の電力を一
部賄っているという状況でありました。非常に成功している形としてこれまでもいろんなところで

取り上げられているわけでありませけれども、ああいうものをあのまんまイコールという形ではないのかもしれませんが、この地域においても、幾つかそういうコンパクトに実現できることは、当然可能だろうというふうに思っております。そういう中で、市の市産材を動かすことによって経済を動かしていくという方向づけを、そのまず一つのツールとしては、今回のバイオマス発電事業というのは非常に有効なものだというふうに考えておりますので、先ほども申し上げましたけれども、積極的に取り組めるような形でこれから取り組みを進めたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○11番（川村敏晴君） そうそう、銘建工業さん。こういう大手さんが着目するような民間企業の参入できる土壌、こういうこれをつくるのは行政の一つの仕事なのだろうというふうに考えますので、ぜひともそれに向けての将来設計を描いた取り組みをお願いしたいと思います。

それでは3項目め、村上市地酒等による乾杯を推進し、村上市の食文化を振興する条例の現状というふうなことでありますが、ご答弁いただいた内容からすれば、昨年4月我々議員から発議したものですから、私らも村上駅前でそのアピールを行ってスタートしたわけですが、なかなか正直言って私自身も、小さな宴会になるとついビールで乾杯してしまって、その後で日本酒だったというふうなことが多々あるのですが、ここには細かい事柄ですが、乾杯の席になる飲食店の皆様の協力がやっぱり不可欠なのだろうと。観光客の皆様に対してもそうですし、地元の一一般の皆様に対してもそうですけれども、村上市にはこういう条例があって、こういうことなのだという事をまずはその宴会場となる飲食店の方たちの理解と協力、ここを仰ぐために、やはりちょっと行政側、特に観光課の皆様には一肌も二肌も脱いでもらう必要があるのではないかなというふうなことで、何か特別な施策を検討されていないものかというふうな思いもあって質問させていただきました。いかがでしょう。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） まさに議員おっしゃるとおりだというふうに思っております。

ただ、施行後1年余り経過する中で、その思いの強い事業者さんは本当に丁寧に、お酒だけでなくお茶であったり、そういうもの、今回はお酒に限定していませんから、村上の食材にこだわった形でそういうことを思い、喚起できるような形で乾杯を行えるような形で配慮いただいているところも、やっぱり少しずつふえているのも現実であります。あとは、いろいろと庁内でも議論しているのですが、やっぱりそれは提供する側にしてみればコストになるわけでありまして、その部分を推進していくためには、何らかの形でそれを供給をする、要するにお届けをするような仕掛けを条例の規定に基づいて構築できないかというところまで今踏み込んで議論させていただいておりますので、これはやっぱりおもてなしの心であるわけでありまして、そういうふうなところを皆さんで共有できるような形で行政でできる範囲でお手伝いをし、できることを今研究をさせていただきたいというふうに思っておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

すし、また人形さま巡りがスタートしますけれども、その中でSLが今回は来市いたします。また、そのときにもぜひ議会の皆様方からもご披露いただきながら、我々もしっかりとその務めを果たしていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○11番（川村敏晴君） 本当に言い方変ですけども、宴会になるととりあえずビールという乾杯のし方が徐々に個人差が出てきている中ではありますが、しかしまず何でもビールで乾杯だよねというふうな風潮がまだまだ残っている中で、これは行政からそれを進めるとは難しいところはあるのかもしれませんが、やはり村上に地ビールの造り酒屋といいますが、工場があってもいいのではないかなというような、私の個人的なあれでありますし、またアルコールで乾杯できない方のために、せっかく優秀な米産地でもありますこの村上岩船のコシヒカリ、この辺でアルコールのない甘酒なんかを特産としてこれを上手に行政が推進するなんていうのはどうなのかなというふうに考えてはいるのですけれども、米の話になれば副市長に一言感想聞きたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） 今議員ご提案のそういった部分もありますし、今回の乾杯条例は、飲み物に限らないで村上の持つ食のおいしさ、そういったものも含まれた条例でございますので、飲み物も含め、そしてまた提供される食材、食品、お料理も含めて総合的に検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○11番（川村敏晴君） この件については、行政責任だけを押しつけるような気はさらさらございませんし、我々議会で提案した条例でもありますので、議員一丸となって理事者とともに観光協会の関係の皆さんと連携を図りながら進めてまいりたいと、こんなふうに私自身は思っております。

最後になりますが、本日ご挨拶をいただきました今年でご退職をされる8名の職員の皆さんには、これからもどうか村上市のために皆さんの経験した能力を生かしていただき、今後とも地域で活躍していただきますことを心からお願いするとともに、長い間のご苦勞に敬意を表させていただきます。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで川村敏晴君の一般質問を終わります。

○議長（三田敏秋君） 本日はこれで散会いたします。

また、26日は午前10時から一般質問を行いますので、定刻までにご参集ください。

長時間にわたり大変ご苦勞さまでございました。

午後 3時44分 散会